

薬物の管理に関する法律

- カンボジア王国憲法,
- カンボジア王国政府の設立に関する 2008 年 9 月 25 日付勅令第 NS/RKT/0908/1055 号,
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 内務省を設置する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/04 号
- 国家薬物対策局を設置する 1995 年 9 月 7 日付勅令 NS/RKT/099/65 号及び
- カンボジア王国首相及び国家薬物対策局長の建議

を理解し、次に掲げる法律を公布する。

2011 年 11 月 25 日の第 5 期国民議会第 7 回本会議において可決され、2011 年 12 月 16 日の第 2 期上院議会第 10 回本会議においてその構成及び内容を修正することなくすべて承認した薬物の管理に関する法律。

第 1 章

総則

第 1 条 目標

この法律は、薬物犯罪を予防、阻止し、これと闘い、カンボジア王国における薬物に関する合法的なすべての行為を管理し、薬物にかかる国際連合の諸条約及び付属議定書の加盟国であるカンボジア王国の義務の履行を保障することをその目標とする。

第 2 条 目的

この法律は、次の各号に掲げる事項をその目的とする。

- 違法薬物の栽培、製造、取引、流通、所持及び販売の抑圧
- 違法薬物の使用の阻止及び撲滅
- 薬物依存者の治療、更生及び社会への再統合
- 市民の福祉の保護及び増進
- 公の秩序及び社会安全の保障への貢献

第3条 適用範囲

この法律は、カンボジア王国における薬物にかかるすべての活動をその適用範囲とする。

第4条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「**薬物**」とは、この法律の別表に定めるすべての麻薬性植物、麻薬性物質及び化学合成物質をいう。

「**麻薬性植物**」とは、ケシ、コカ、大麻その他王国政府が定める麻薬性物質を含む植物をいう。

「**麻薬性物質**」とは、麻酔物質、神経系に影響を及ぼす物質等、製造、合成又は半合成から生じる中毒作用等を引き起こす物質で、この法律の別表1、別表2及び別表3中に記載するものをいう。

「**化学合成物質**」とは、麻薬性物質を製造する過程において使用される化学物質で、この法律の別表4に定めるものをいう。

「**製造**」とは、植物からの麻薬性物質の抽出もしくは分離、薬物を得るための精製、変換、結合又はその他の形態によるすべての行為をいう。

「**所持**」とは、薬物を保有し、隠し持ち、備蓄し、その他類似の行為を行うことをいう。

「**運搬**」とは、送付、輸送、輸入又は輸出等の方法により薬物のある場所から他の場所へ、ある者から他の者へ又はある国から他の国へ移動させるあらゆる形態の輸送をいう。

「**取引**」とは、薬物の販売の提供、販売、販売もしくは交換目的の購入〔又は〕交換をいう。

「**薬物にかかる合法的な行為**」とは、薬物の調査研究、実験、製造、運搬、所持、取引、分配、供給もしくは使用又は麻薬性植物の栽培その他の行為で、権限当局から許可又は免許を受け、法律の規定による厳格な管理措置の下に置かれるものをいう。

「**薬物にかかる合法的な行為の管理**」とは、薬物にかかる合法的な行為の目的外利用を防ぎ、又はこれと闘う措置を講ずるために、それらすべての行為の追跡、管理、調査、検査又は監査を行うことをこの法律により許可することをいう。

「**薬物依存**」とは、薬物の使用によりその薬物の影響下又は支配下にある者の状態をいう。

「薬物依存者」とは、薬物を使用する者で、薬物依存の状態にある者をいう。

「薬物純量」とは、混合物質その他麻薬性物質を含まない物質を除いた薬物の量をいう。

「麻薬性物質を含む薬品」とは、病気の治療に用いられる薬品の種類で、この法律の別表3に掲げる麻薬性物質を含み、保健省の指定するものをいう。

「薬物危険削減サービス」とは、薬物の使用にかかる危険で、人の健康、共同体、経済及び社会全体を脅かすものの減少に資するサービス事業その他すべての活動をいう。

「監視付移転」とは、権限当局が事情を知りながら、かつその監視の下に、供給源及びこの法律に定める犯罪を実行する犯罪集団の長その他の関係者の身元を明らかにする目的で薬物が含まれる疑いのある商品、違法な又は違法である疑いのある有価証券がカンボジア王国内に流入し、又はカンボジア王国を経由して他国に向かう運搬、通過、寄託を許可する方法をいう。

第5条 薬物の分類区分

薬物の分類区分は、次に掲げるとおりとする。

区分1：重大な危険をもたらす植物及び物質で、医学的な効能のないもの

区分2：重大な危険をもたらす植物及び物質で、医学的な効能のあるもの

区分3：危険をもたらす植物及び物質で、医学的な効能のあるもの

区分4：麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する1988年国際連合条約又は麻薬の不正取引に対する同条約の適用において定めるすべての化学合成物質

区分4は、さらに区分4(I)及び区分4(II)に分類する。

上に掲げる4区分は、この法律の別表にその詳細を定める。

第6条 分類区分の変更

保健省大臣は、国家麻薬対策局の意見を聴取し、省令により、第5条（薬物の分類区分）に定める4区分につき、新たな薬物の記載、削除、区分変更等の変更を行うことができる。

第2章 薬物対策機関

第1節 国家薬物対策局

第7条 国家薬物対策局

国家薬物対策局は、薬物対策にかかる王国政府の政策を実施する機関とする。
国家薬物対策局の事務を補佐するために、国家薬物対策局に事務局を置く。
国家薬物対策局事務局は、国家薬物対策局のすべての決定を実施する枠組において薬物対策の活動を調整する中心とする。
国家薬物対策局の設置、組織及び機能は、勅令でこれを定める。

第2節 薬物対策局

第8条 薬物対策局の役割

内務省国家警察総合本部薬物対策局は、違法薬物犯罪の調査及び取締りに資するすべての情報を収集し、薬物犯罪を取り締まるための国内及び国際的な行動を調整する。

第3節 薬物にかかる合法的な行為を管理する機関

第9条 薬物合法行為管理委員会の設置

必要な場合には、この法律に基づく薬物にかかる合法的な行為を管理するための機関として、省際委員会を設置することができる。
薬物合法行為管理委員会の設置、組織及び機能は、国家薬物対策局の要請により、政令でこれを定める。

第3章 薬物にかかる合法的な行為

第1節 通則

第 10 条 薬物にかかる合法的な行為

麻薬性植物の栽培，薬物の製造，運搬，所持，取引，分配，供給及び使用ならびに別表 1，別表 2 及び別表 3 に掲げる薬物にかかるその他の行為は，カンボジア王国の領域内においてこれを絶対的に禁ずる。ただし，権限当局から許可又は免許を受け，法律の規定による厳格な管理措置の下に置かれるものはこの限りでない。

第 11 条 薬物にかかる免許又は許可を付与するための要件

第 10 条（薬物にかかる合法的な行為）に定める薬物にかかる行為を行うための免許又は許可は，当該行為が調査研究，実験もしくは科学的な目的又は医学もしくは薬学目的に限定される場合にのみ付与することができる。

免許については，その効力は 2 年とし，更新できるものとする。免許には，この法律に従い許された薬物にかかる行為の種類及び当該行為を行う場所を明確に示さなければならない。

免許又は許可を付与するためには，有資格者であること及び職業的専門性を要する。薬物にかかる罪又は薬物にかかる資金洗浄の罪で刑事罰に処せられた者には，免許等を付与することはできない。

免許又は許可の付与，更新，剥奪及び停止の方式，手続及び要件ならびに種類は，この法律に従い免許等を付与する権限当局がこれを定める。

第 12 条 薬物を使用して調査研究を行う許可

保健省大臣は，医学，科学又は警察科学分野における調査研究の目的において，国家機関の職員がこの法律の別表 1，別表 2 及び別表 3 に掲げる薬物を，最小限必要な量を超えない量に限り，栽培，製造，購入，使用又は保持することを許可することができる。

許可を受けた者は，自身が栽培，製造，購入，使用又は廃棄した薬物の量をその期日，作業内容及び供給者の氏名とともに台帳に記載し，少なくとも 10 年間当該台帳を保存しなければならない。

許可を受けた者は，保健省大臣に対し，毎年，薬物を使用した量，廃棄した量及び在庫量を報告しなければならない。

第 13 条 麻薬性物質を含む薬品を分配し，供給し及び販売することを許可するための要件

この法律の別表 2 及び別表 3 に掲げる麻薬性物質を含む薬品を業として供給する目的での購入は，権限当局が付与した免許を有する私人又は国営企業からのみ行うことができる。

自らの業における必要に応じて使用するために別表 2 及び別表 3 に掲げる麻薬性物質を含む薬品を購入し、所持することができる自然人及び法人は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 別表 2 及び別表 3 に掲げる麻薬性物質を含む薬品を合法的に分配する免許を有する自然人又は法人の代理人又は従業員として通常の商業過程における業務に従事するときの職業免許を有する薬剤師
- 2 麻薬性物質を含む薬品を分配する免許を受けた私的又は公的な病院又は診療所において勤務する職業免許を有する薬剤師（ただし、当該病院又は診療所の代理人又は従業員として通常の商業過程における業務に従事するときに限る。）
- 3 麻薬性物質を含む薬品を分配する免許を受けた公的又は私的倉庫の管理を担当する職業免許を有する薬剤師
- 4 病院又は診療所で、緊急の場合及び予測できない事態の場合において担当の薬剤師がおらず、当該機関における唯一の適当な有資格者であり、医師の職業免許及び麻薬性物質を含む薬品を分配する免許を有する医師がすべての在庫に責任を負うことを了解したときの、その病院又は診療所

職業免許を有する医師、歯科医師、獣医師、助産師及び看護師は、保健省が定める目録に掲げる必要量に応じた量の麻薬性物質を含む薬品を購入し、所持することができる。

別表 2 及び別表 3 に掲げる麻薬性物質の人及び動物への投与は、当該物質が次の各号に掲げる医療職のうち、いずれかの者の処方に従い、薬品としての形式で使用される場合に限り、行うことができる。

- 1 職業免許及び業として患者を治療するために麻薬性物質を含む薬品を分配する免許を有する医師
- 2 職業免許及び歯の治療のために麻薬性物質を含む薬品を分配する免許を有する歯科医師
- 3 職業免許及び動物の治療のために麻薬性物質を含む薬品を分配する免許を有する獣医師
- 4 職業免許を有する看護師又は助産師（ただし、自らの業務にかかる治療のため、保健省が定める限度内のものに限る。）

保健省大臣は、必要な状況において、かつ自らが定めるすべての要件の下において、免許を有する薬剤師、又は全国もしくは一部の地域における供給免許を有する分配者その他小売者に対し、医師等の処方なしに、別表 3 に掲げる一又は複数の種類の麻薬性物質を含む薬品を少量供給する許可を付与することができる。

保健省大臣は、本条の適用につき他の規則、特に別表 2 及び別表 3 に掲げる麻薬物質を含む薬品にかかる処方箋の作成及び記入にかかる規則を定めることができる。

第 2 節

薬物にかかる免許又は許可を付与する権限を有する機関

第 14 条 別表 1, 別表 2 及び別表 3 の薬物にかかる合法的な行為に関する免許又は許可

保健省は、この法律の別表 1, 別表 2 及び別表 3 に掲げる薬物にかかる合法的なすべての行為に関する免許又は許可を付与し、それらを管理する権限を有する。

保健省は、工業生産のために上に掲げる別表 1, 別表 2 及び別表 3 に掲げる薬物を使用する必要があるときにも、免許又は許可を付与することができる。この場合において、申請人は、当該薬物の使用が工業生産の過程において必要性があり、使用され、合成され、又は工業製品になることを許可された薬物が、当該工業製品から容易に分離できないものであることを明確かつ十分に示さなければならない。申請人は、免許申請書に鉱工業エネルギー省からの証明書を添付しなければならない。

第 15 条 別表 4 の薬物にかかる合法的な行為に関する免許又は許可

鉱工業エネルギー省は、この法律の別表 4 に掲げる薬物にかかる合法的な行為（ただし、工業生産に資する目的のものに限る。）に関する免許又は許可を付与し、それらを管理する権限を有する。

別表 4 の薬物にかかる合法的な行為で、工業生産に資する目的以外のものについては、それに関する免許又は許可の付与及び管理は、保健省の権限とする。

第 3 節

薬物にかかる合法的な行為の管理

第 16 条 混合合成物の管理措置

一又は複数の薬物を混合又は合成した製品については、固体又は液体を問わず、この法律の規定により、混合され、又は合成された薬物と同様の管理及び管理措置の下に置かれるものとする。

第 17 条 商業広告の禁止

次に掲げる行為を禁ずる。

- この法律の別表 2 及び別表 3 に掲げる植物、物質及び成分又は薬品の商業広告
- 薬品の見本又は化学式の私人への提供ならびにこの法律の別表 2 及び別表 3 に掲げる植物、物質又は成分の見本の提供

保健省大臣は、別表 4 に掲げる物質を含む薬品の商業広告にかかる追加の省令を作成しなければならない。

第 18 条 薬物の通貨又は停留の管理

別表 2 及び別表 3 に掲げる薬物がカンボジア王国内を通過し、又はカンボジア王国内に停留する（運搬手段から荷卸しをするか否かを問わない。）ことを禁ずる。ただし、人又は動物を治療するための薬品又は最終製品の購入、運搬及び所持で、保健省の免許又は許可を受け、同省の管理の下にあるものについてはこの限りでない。

第 19 条 別表 4 の化学合成物質に関する規定

別表 4 に掲げる化学合成物質の製造、輸出、輸入、保有、販売、購入又は分配は、次の各号に掲げる定めに従わなければならない。

- 1 輸出又は輸入の許可は、商品を薬物の違法製造のために提供することを企てることができるときは、認められない。
- 2 輸出又は輸入商品がこの法律の別表 4 に掲げる物質であるときは、現行法令の規定に従い、標章を貼付しなければならない。
- 3 職務上の必要により別表 4 に掲げる化学合成物質の経済、工業もしくは医学上の秘密又は通常の商業過程を知ったものは、第三者にそれを告げてはならない。
- 4 別表 4 に掲げる化学合成物質の製造者、輸入者、輸出者、卸売人及び小売者は、警察又は権限を有する職員に対し、特に多くの回数にわたる購入もしくは注文の量又は支払いもしくは運搬に用いられる手段等の理由で疑いのある購入の注文又は取引につき通知しなければならない。
- 5 別表 4 に掲げる化学合成物質のいずれかが薬物を違法に製造する目的で用いられることを示す手がかりがあるときは、裁判所による調査の結果を待って、直ちにその物質を押収しなければならない。

第 20 条 報告すべき情報

鉱工業エネルギー省の職員は、国家薬物対策局に対し、次の各号に掲げる情報を報告し、その写しを保健省に提出しなければならない。

- 1 鉱工業エネルギー省が管轄する免許の付与，更新，剥奪，又は停止
- 2 許可証，特に別表 4 に掲げる化学合成物質の輸出又は輸入にかかる許可証の付与，更新，剥奪，又は停止
- 3 別表 4 に掲げる化学合成物質の輸出又は輸入の実際量
- 4 別表 4 に掲げる化学合成物質の輸出及び輸入の年間概算量
- 5 別表 4 に掲げる化学合成物質の輸出及び輸入の実際の計画量
- 6 別表 4 に掲げる化学合成物質に関して得た情報

保健省大臣は、国家薬物対策局に対し、別表 4 に掲げる化学合成物質の輸出入及び在庫にかかる情報を報告しなければならない。

第 21 条 薬物の必要量の定め

保健省大臣は、一年に一度、国営企業及び私企業が実際の必要から使用し、製造する薬物の最大量を定め、一年に一度、国家薬物対策局に対し、年間の量として定めた薬物の量、使用した量及び在庫量を報告しなければならない。

鉱工業エネルギー省大臣は、一年に一度、実際に必要な化学合成物質の最大量を定め、一年に一度、国家薬物対策局に対し、年間の量として定めた化学合成物質の量、使用した量及び在庫量報告し、その写しを保健省大臣に提出しなければならない。

第 22 条 登録義務

薬物にかかる合法的な行為を行うための免許又は許可を保健省大臣又は鉱工業エネルギー省大臣から得た製造者、輸入者、輸出者、卸売者及び小売者は、ページ番号及び権限当局の略署名が記載された台帳に、別表 2、別表 3 及び別表 4 に掲げる物質の量に影響を及ぼすすべての購入、販売、使用その他の取引を登録しなければならない。

台帳への登録は、取引が行われたときに、間隔を空けず、消去せず、重ね書きすることなくしなければならない。

台帳への登録は、取引の年月日、受領し、又は売却した製品の名称及び量ならびに購入者又は売却者の氏名、住所及び職業を記載していなければならない。

台帳は、薬物合法行為管理委員会が定める要件に従い、最後の登録が行われた日から 10 年間保存しなければならない。

保健省大臣及び鉱工業エネルギー省大臣は、台帳の作成にかかる追加の省令を作成しなければならない。

第 23 条 目録の作成及び残量の計算

この法律の規定に従い行為を行い、又は免許もしくは許可を受けた国営企業、私企業、医学及び科学研究機関その他の者は、毎年初めに別表 1、別表 2 及び別表 3 に掲げる薬物で自らが保有するものの目録を作成し、直近の目録における保有量を加えて計算した以前の在庫総量と比較しなければならない。

免許所有者、薬剤師及び卸売場及び薬局又は準薬局における麻薬性物質を含む薬品の分配につき免許又は許可を受けたすべての者は、本条第 1 項に定める目録作成及び残量計算をしなければならない。

残量の比較の結果又は残量計算と目録との間に著しい相違があるときは、免許所有者、薬剤師及び麻薬性物質を含む薬品の分配につき免許又は許可を受けた者は、保健省に対し報告をしなければならない。保健省は、その通知書面を受領したことを証しなければならない。

第 24 条 梱包及び標章の貼付

別表 2 及び別表 3 に掲げる薬物の分配は、当該薬物の名称を記載して包装し、又は容器に入れ、別表 2 に掲げる薬物を送付する場合には、その包装又は容器を密封し、標章印を押し、安全ひもで梱包しなければならない。

第 1 項に定める外部の梱包には、差出人及び受取人の氏名及び住所以外の情報を記載してはならず、密封の上、差出人の標章印を押しなければならない。

販売のために送付される麻薬性物質を含む薬品が中に入った包装の標章には、薬品の成分を構成する麻薬性物質の名称ならびに当該物質の割合及び重量を表示しなければならない。

第 1 項に定める小売又は分配用の梱包に貼付される標章は、使用上の注意ならびに使用者がその安全のために事前に注意すべきこと及び知っておくべきことを表示しなければならない。

保健省大臣は、必要と認める場合には、梱包及び標章にかかる追加の要件を省令により定めることができる。

第 25 条 管理及び監査

この法律の規定に従い免許又は許可を受けた行為又は取引を行うすべての者、私企業、国営企業、医学研究機関、薬学研究機関及び科学研究機関は、保健省大臣の管理及び監視の下に置かれるものとする。保健省大臣は、機関、在庫保管庫及び台

帳の記載につき、少なくとも一年に一度は、薬学監査人を指定して通常監査を行わせ、必要なときには臨時監査を行わせなければならない。保健省の監査人は、監査を行うために必要なときは、強制力の援助を求めることができる。

国際運搬を行う公共の運搬手段において救急用薬品箱を保管する部屋についても、第1項に定める管理及び監査の下に置かれる。

この法律の第15条（別表4の薬物にかかる合法的な行為に関する免許又は許可）第1項の規定による免許又は許可を受けたすべての者、会社、工場及び企業は、鉱工業エネルギー省大臣の管理及び監視の下に置かれるものとする。鉱工業エネルギー省大臣は、機関、在庫保管庫及び台帳の記載につき、少なくとも一年に一度は、監査人を指定して通常監査を行わせ、必要なときには臨時監査を行わせなければならない。鉱工業エネルギー省の監査人は、監査を行うために必要なときは、強制力の援助を求めることができる。

管理及び監査の方法及び手続は、それぞれの省の省令によりこれを定める。

第26条 免税港及び免税地区における管理追跡

この法律に定める管理及び追跡の措置は、免税港及び免税地区についても行うものとする。

第4章 刑事規定

第1節 通則

第27条 刑法総則の適用

刑法第1編（総則）の規定は、この法律に別段の定めがある場合を除き、適用する。

第28条 主刑の宣告

刑法第97条（主刑の宣告）の規定は、この法律に定める犯罪には適用しない。主刑の宣告は、この法律の規定に従い行うものとする。

この法律に定めるすべての犯罪に対する主刑は、刑法に定める要件による代替刑又は付加刑により代替することができない。

第 29 条 未遂の意義

重罪又は軽罪の未遂は、次の各号に掲げる要件を満たすときに処罰することができる。

- 行為者が犯罪の実行に着手したとき、すなわち行為者が犯罪を行うことを直接の目的として行為を行ったとき
- 行為者が自己の意思で行為を中止しなかったものの、自己の意思以外の状況の影響により妨害され、又は中断させられたとき

犯罪を行うことを直接の目的としない予備行為は、実行の着手にあたらぬ。

重罪又は軽罪の未遂は、当該重罪又は軽罪を遂げたときと同様に処罰する。

第 30 条 治療の強制

裁判所は、この法律に定める犯罪により処罰される者が薬物中毒の状態にあるときには、その者に対し、この法律の第 6 章（治療及び更生の措置）に定める治療を強制しなければならない。

第 31 条 刑の免除

この法律に定める犯罪を行うために犯罪者集団に加入した者が、犯罪の発生前に当該犯罪者集団の存在を権限当局に通報して当該犯罪に対処する十分な時間を与え、当該犯罪者集団の他の加入者の身元を知らしめたときは、この者につき、この法律の第 59 条（犯罪者集団への加入）に定める刑を免除する。

第 32 条 刑の減輕

前条に定める場合を除き、この法律の第 4 章（刑事規定）に定める犯罪の行為者、共同行為者、共謀者又は教唆者は、この者が起訴される前に犯罪行為に参加した他の者の身元を通報して知らしめ、又は起訴された後に他の者の逮捕に協力したときは、次の各号に掲げる要件の下で刑を減輕する。

- 1 禁錮刑の上限を半分に減輕する。
- 2 刑の上限が終身禁錮刑であるときは、この上限を禁錮 20 年に減輕する。
- 3 刑の下限が禁錮 1 日を超えるときは、この下限を半分に減輕する。
- 4 罰金刑の上限及び下限を半分に減輕する。

重罪で起訴される場合において、本条の規定により禁錮刑の上限が 5 年以下に減輕されるときにも、起訴される罪は重罪のままとする。

第 33 条 刑の減輕事由

刑法第 93 条（刑の減輕事由の意義）から第 95 条（終身禁錮刑及び刑の減輕事由）までの規定は、この法律に定めるすべての重罪には適用しない。

この法律に定める軽罪については、裁判所は、刑法に定める要件に従い、被告の刑の減輕の判断をすることができる。この場合において、当該犯罪に対する禁錮刑の下限が 1 日を上回るときは、この下限は、半分に輕減する。

第 34 条 自然人に対する付加刑

裁判所は、この法律に定める犯罪に対する刑法第 54 条（付加刑の宣告の要件）の特例として、刑法第 1 編（総則）第 3 部（刑）第 1 章（刑の種別）第 2 節（付加刑）に定める一又は二以上の付加刑を宣告することができる。

第 35 条 法人の刑事責任

国を除く法人については、この法律に定める犯罪につき、その犯罪が当該法人の利益のために自らの組織又は代表者が行ったという要件の下、刑事責任を負わせることを宣告できる。

法人の刑事責任は、自然人の刑事責任を免除しない。

第 36 条 法人に対する主刑

裁判所は、法人に刑事責任を負わせることを宣告するときは、この法律に定める自然人に対する罰金刑の上限額の 5 倍に相当する上限額の罰金刑を主刑として宣告しなければならない。

第 37 条 法人に対する付加刑

裁判所は、刑法第 169 条（付加刑の裁判の要件）の特例として、刑法第 1 編（総則）第 3 部（刑）第 7 章（法人に対して執行する刑）第 2 節（付加刑）に定める一又は二以上の付加刑を宣告することができる。

第 2 節

別表 1 及び別表 2 に掲げる薬物に関する罪

第 38 条 麻薬性植物の違法栽培

別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性植物の栽培にかかるこの法律の規定及び命令に故意に違反した者は、

- 1 6 月以上 2 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、1,000,000 リエル以上 4,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。
- 2 分配、製造又は商業目的で当該犯罪を行ったときは、2 年以上 5 年以下の禁錮に処し、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

犯罪が、自己が使用する目的で少量について実行され、かつ慣習に従った消費の枠内で実行されたときは、検察官は、行為者を起訴しないことができる。裁判所は、その事件が裁判になったときは、当該事件の行為者を刑に処さず、又は説諭するのみの裁判をすることができる。中毒にならない消費で、その消費者が長年にわたり先祖に倣い消費する地方の者であるものは、慣習に従った消費とみなす。

第 39 条 麻薬性物質の違法製造

麻薬性物質の違法製造とは、植物からの麻薬性物質の抽出もしくは分離、生成、変換、合成又はその他薬物を得るためのすべての形式の違法な行為をいう。

別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物質を違法に製造した者は、2 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき
- 3 純量 400 グラム以上 800 グラム未満のケシ樹脂 [アルカロイド樹脂]、大麻樹脂又はコカペーストを製造したとき
- 4 純量 200 グラム以上 400 グラム未満の大麻油を製造したとき
- 5 純量 4 グラム以上 25 グラム未満のモルヒネ、ヘロイン又はコカインを製造したとき
- 6 純量 15 グラム以上 80 グラム未満下のアンフェタミン、メタンフェタミン又はエクスタシー [メチレンジオキシメタンフェタミン (MDMA)] を製造したとき
- 7 別表 1 及び別表 2 に掲げる他の麻薬性物質を純量 15 グラム以上 80 グラム未満製造したとき
- 8 二種以上の麻薬性物質を製造した場合において、それらすべての物質の純量の合計が本項第 3 号から第 7 号までに定める麻薬性物質の純量のいずれかに相当するとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、10年以上20年以下の禁錮及び20,000,000リエル以上40,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 1 業としての性質を有するとき
- 2 純量800グラム以上1,600グラム未満のケシ樹脂〔アルカロイド樹脂〕、大麻樹脂又はコカペーストを製造したとき
- 3 純量400グラム以上800グラム未満の大麻油を製造したとき
- 4 純量25グラム以上80グラム未満のモルヒネ、ヘロイン又はコカインを製造したとき
- 5 純量80グラム以上240グラム未満のアンフェタミン、メタンフェタミン又はエクスタシー〔メチレンジオキシメタンフェタミン（MDMA）〕を製造したとき
- 6 別表1及び別表2に掲げる他の麻薬性物質を純量80グラム以上240グラム未満製造したとき
- 7 二種以上の麻薬性物質を製造した場合において、それらすべての物質の純量の合計が本項第2号から第6号までに定める麻薬性物質の純量のいずれかに相当するとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、20年以上30年以下又は終身の禁錮及び40,000,000リエル以上100,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 1 純量1,600グラム以上のケシ樹脂〔アルカロイド樹脂〕、大麻樹脂又はコカペーストを製造したとき
- 2 純量800グラム以上の大麻油を製造したとき
- 3 純量80グラム以上のモルヒネ、ヘロイン又はコカインを製造したとき
- 4 純量240グラム以上のアンフェタミン、メタンフェタミン又はエクスタシー〔メチレンジオキシメタンフェタミン（MDMA）〕を製造したとき
- 5 別表1及び別表2に掲げる他の麻薬性物質を純量240グラム以上製造したとき
- 6 二種以上の麻薬性物質を製造した場合において、それらすべての物質の純量の合計が本項第1号から第5号までに定める麻薬性物質の純量のいずれかに相当するとき

第40条 麻薬性物質の違法所持、運搬又は取引

麻薬性物質の違法所持とは、麻薬性物質を違法に保有し、隠し持ち、備蓄し、その他類似の行為を行うことをいう。

麻薬性物質の違法運搬とは、違法な送付、輸送、輸入又は輸出等の方法により麻薬性物質をある場所から他の場所へ、ある者から他の者へ又はある国から他の国へ移動させるあらゆる形態の輸送をいう。

麻薬性物質の違法取引とは、麻薬性物質の販売の提供、販売、販売もしくは交換目的の購入又は交換をいう。

別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物質を違法に所持し、運搬し、又は取引した者は、2 年以上 5 年以下の懲役に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき
- 3 純量 400 グラム以上 800 グラム未満のケシ樹脂 [アルカロイド樹脂]、大麻樹脂又はココペーストを違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 4 純量 200 グラム以上 400 グラム未満の大麻油を違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 5 純量 4 グラム以上 25 グラム未満のモルヒネ、ヘロイン又はコカインを違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 6 純量 15 グラム以上 80 グラム未満下のアンフェタミン、メタンフェタミン又はエクスタシー [メチレンジオキシメタンフェタミン (MDMA)] を違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 7 8 キログラム以上 20 キログラム未満の乾燥大麻又はコカの葉を違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 8 8 キログラム以上 40 キログラム未満のケシの生鮮果実を違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 9 40 キログラム以上 160 キログラム未満のケシの乾燥果実を違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 10 別表 1 及び別表 2 に掲げる他の麻薬性物質を純量 15 グラム以上 80 グラム未満違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 11 別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物質を二種以上違法に所持し、運搬し、又は取引した場合において、それらすべての物質の純量の合計が本項第 3 号から第 10 号までに定める麻薬性物質の純量のいずれかに相当するとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、10 年以上 20 年以下の禁錮及び 20,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 純量 800 グラム以上 1,600 グラム未満のケシ樹脂 [アルカロイド樹脂], 大麻樹脂又はコカペーストを違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 2 純量 400 グラム以上 800 グラム未満の大麻油を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 3 純量 25 グラム以上 80 グラム未満のモルヒネ, ヘロイン又はコカインを違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 4 純量 80 グラム以上 240 グラム未満のアンフェタミン, メタンフェタミン又はエクスタシー [メチレンジオキシメタンフェタミン (MDMA)] を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 5 20 キログラム以上 60 キログラム未満の乾燥大麻又はコカの葉を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 6 40 キログラム以上 120 キログラム未満のケシの生鮮果実を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 7 160 キログラム以上 480 キログラム未満のケシの乾燥果実を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 8 別表 1 及び別表 2 に掲げる他の麻薬性物質を純量 80 グラム以上 240 グラム未満違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 9 別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物質を二種以上違法に所持し, 運搬し, 又は取引した場合において, それらすべての物質の純量の合計が本項第 1 号から第 8 号までに定める麻薬性物質の純量のいずれかに相当するとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は, 20 年以上 30 年以下又は終身の禁錮及び 40,000,000 リエル以上 100,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 純量 1,600 グラム以上のケシ樹脂 [アルカロイド樹脂], 大麻樹脂又はコカペーストを違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 2 純量 800 グラム以上の大麻油を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 3 純量 80 グラム以上のモルヒネ, ヘロイン又はコカインを違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 4 純量 240 グラム以上のアンフェタミン, メタンフェタミン又はエクスタシー [メチレンジオキシメタンフェタミン (MDMA)] を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき
- 5 60 キログラム以上の乾燥大麻又はコカの葉を違法に所持し, 運搬し, 又は取引したとき

- 6 120 キログラム以上のケシの生鮮果実を違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 7 480 キログラム以上のケシの乾燥果実を違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 8 別表 1 及び別表 2 に掲げる他の麻薬性物質を純量 240 グラム以上違法に所持し、運搬し、又は取引したとき
- 9 別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物質を二種以上違法に所持し、運搬し、又は取引した場合において、それらすべての物質の純量の合計が本項第 1 号から第 8 号までに定める麻薬性物質の純量のいずれかに相当するとき

第 41 条 麻薬性物質の収奪

麻薬性物質の収奪とは、故意に他人の保有する麻薬性物質を自己の保有の下に違法に移動させ行為をいう。

別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物資を収奪した者は、2 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったときは、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

収奪が他の罪にも該当し、その罪に対する禁錮刑の上限が前項に定める禁錮刑の上限よりも重いときは、当該収奪をした者は、その罪に対するものと同様の禁錮に処する。

第 42 条 麻薬性物質を違法使用させる処分

麻薬性物質を違法使用させる処分とは、他人の薬物の使用を援助するあらゆる形態の行為又は麻薬性物質を他人の体内に入れるための指導、分配、命令もしくは配布行為をいう。

別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物資を違法使用させる処分を行った者は、いかなる方法によるものであれ、2 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 二人以上の者に対して行為を行ったとき
- 3 15 歳以上の未成年に対して行為を行ったとき

- 4 懐胎していることを行為者が知る女子に対して行為を行ったとき
- 5 他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 6 他人の健康に重大な被害を与えたとき
- 7 治療措置を受けている者に対して行為を行ったとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、10年以上20年以下の禁錮及び20,000,000リエル以上40,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 1 二人以上の他人の健康に重大な被害を与えたとき
- 2 二人以上の他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 3 15歳未満の未成年に対して行為を行ったとき
- 4 人を死亡させたとき

犯罪行為により二人以上の人を死亡させたときは、20年以上30年以下又は終身の禁錮及び40,000,000リエル以上100,000,000リエル以下の罰金に処する。

第43条 麻薬性物質の違法使用の強制及び勧誘

麻薬性物質の違法使用の強制とは、暴力、脅迫その他他人に恐怖を与える方法を用いて麻薬性物質を違法に使用させる行為をいう。

麻薬性物質の違法使用の勧誘とは、他人を説得し、誘導し、教唆し又はその他の詐術を用いて麻薬性物質を違法に使用させる行為をいう。

別表1及び別表2に掲げる麻薬性物質を他人に違法使用させる強制又は勧誘を行った者は、2年以上5年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000リエル以上10,000,000リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5年以上10年以下の禁錮及び10,000,000リエル以上20,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 報復又は害意によるものであるとき
- 3 二人以上の者に対して行為を行ったとき
- 4 15歳以上の未成年に対して行為を行ったとき
- 5 懐胎していることを行為者が知る女子に対して行為を行ったとき
- 6 他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 7 他人の健康に重大な被害を与えたとき
- 8 治療措置を受けている者に対して行為を行ったとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、10年以上20年以下の禁錮及び20,000,000リエル以上40,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 1 二人以上の他人の健康に重大な被害を与えたとき

- 2 二人以上の他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 3 15歳未満の未成年に対して行為を行ったとき
- 4 人を死亡させたとき

犯罪行為により二人以上の人を死亡させたときは、20年以上30年以下又は終身の禁錮及び40,000,000リエル以上100,000,000リエル以下の罰金に処する。

第44条 麻薬性物質の違法使用の手配

麻薬性物質の違法使用の手配とは、別表1及び別表2に掲げる麻薬性物資を他人が違法に使用することが容易になるよう整える場所の貸出し、場所の提供その他の行為をいう。麻薬性物質の違法使用の手配をした者は、1年以上5年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、2,000,000リエル以上10,000,000リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5年以上10年以下の禁錮及び10,000,000リエル以上20,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 1 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき
- 2 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 3 未成年に対して行為を行ったとき
- 4 二人以上の者に対して行為を行ったとき
- 5 懐胎していることを行為者が知る女子に対して行為を行ったとき

第45条 麻薬性物質の違法使用

別表1及び別表2に掲げる麻薬性物質を違法に使用した者で強制治療措置を受けたことのあるものは、いかなる使用形態であれ、1月以上6月以下の禁錮に処し、100,000リエル以上1,000,000リエル以下の罰金に処することができる。

累犯の場合は、6月以上1年以下の禁錮に処し、1,000,000リエル以上2,000,000リエル以下の罰金に処することができる。

第1項及び第2項に定める軽罪の未遂は、同2項と同様に罰する。

犯罪が別表1及び別表2に掲げる麻薬性物質の少量について実行され、かつ慣習に従った消費の枠内で実行されたときは、検察官は、行為者を起訴しないことができる。裁判所は、その事件が裁判になったときは、当該事件の行為者を刑に処さず、又は説諭するのみの裁判をすることができる。中毒にならない消費でその消費者が長年にわたり先祖に倣い消費する地方の者であるものは、慣習に従った消費とみなす。

第 3 節

別表 3 に掲げる麻薬に関する罪

第 46 条 麻薬性植物の違法栽培

別表 3 に掲げる麻薬性植物の栽培にかかるこの法律の規定及び命令に故意に違反した者は、

- 1 3 月以上 18 月以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、600,000 リエル以上 3,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。
- 2 分配、製造又は商業目的で当該犯罪を行ったときは、18 月以上 4 年以下の禁錮に処し、付加刑として、3,000,000 リエル以上 8,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

犯罪が、自己が使用する目的で少量について実行され、かつ慣習に従った消費の枠内で実行されたときは、検察官は、行為者を起訴しないことができる。裁判所は、その事件が裁判になったときは、当該事件の行為者を刑に処さず、又は説諭するのみの裁判をすることができる。中毒にならない消費で、その消費者が長年にわたり先祖に倣い消費する地方の者であるものは、慣習に従った消費とみなす。

第 47 条 麻薬性物質の違法製造

麻薬性物質の違法製造とは、植物からの麻薬性物質の抽出もしくは分離、生成、変換、合成又はその他薬物を得るためのすべての形式の違法な行為をいう。

別表 3 に掲げる麻薬性物質を違法に製造した者は、2 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき
- 3 別表 3 に掲げる麻薬性物質を純量 100 グラム以上 300 グラム未満製造したとき
- 4 別表 3 に掲げる麻薬性物質を二種以上製造した場合において、それらすべての物質の純量の合計が第 3 号に定める麻薬性物質の純量に相当するとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、10 年以上 20 年以下の禁錮及び 20,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 別表 3 に掲げる麻薬性物質を純量 300 グラム以上製造したとき

- 2 別表 3 に掲げる麻薬性物質を二種以上製造した場合において、それらすべての物質の純量の合計が第 1 号に定める麻薬性物質の純量に相当するとき

第 48 条 麻薬性物質の違法所持，運搬又は取引

麻薬性物質の違法所持とは，麻薬性物質を違法に保有し，隠し持ち，備蓄し，その他類似の行為を行うことをいう。

麻薬性物質の違法運搬とは，違法な送付，輸送，輸入又は輸出等の方法により麻薬性物質をある場所から他の場所へ，ある者から他の者へ又はある国から他の国へ移動させるあらゆる形態の輸送をいう。

麻薬性物質の違法取引とは，麻薬性物質の販売の提供，販売，販売もしくは交換目的の購入又は交換をいう。

別表 3 に掲げる麻薬性物質を違法に所持し，運搬し，又は取引した者は，2 年以上 5 年以下の懲役に処する。禁錮刑のほか，付加刑として，4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は，5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき
- 3 別表 3 掲げる麻薬性物質を純量 100 グラム以上 300 グラム未満違法に所持し，運搬し，又は取引したとき
- 4 別表 3 に掲げる麻薬性物質を二種以上違法に所持し，運搬し，又は取引した場合において，それらすべての物質の純量の合計が本項第 3 号に定める麻薬性物質の純量に相当するとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は，10 年以上 20 年以下の禁錮及び 20,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 別表 3 に掲げる麻薬性物質を純量 300 グラム以上違法に所持し，運搬し，又は取引したとき
- 2 別表 1 及び別表 2 に掲げる麻薬性物質を二種以上違法に所持し，運搬し，又は取引した場合において，それらすべての物質の純量の合計が本項第 1 号に定める麻薬性物質の純量に相当するとき

第 49 条 麻薬性物質の収奪

麻薬性物質の収奪とは，故意に他人の保有する麻薬性物質を自己の保有の下に違法に移動させる行為をいう。

別表 3 に掲げる麻薬性物資を収奪した者は、2 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったときは、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

収奪が他の罪にも該当し、その罪に対する禁錮刑の上限が前項に定める禁錮刑の上限よりも重いときは、当該収奪をした者は、その罪に対するものと同様の禁錮に処する。

第 50 条 麻薬性物質を違法使用させる処分

麻薬性物質を違法使用させる処分とは、他人の薬物の使用を援助するあらゆる形態の行為又は麻薬性物質を他人の体内に入れるための指導、分配、命令もしくは配布行為をいう。

別表 3 に掲げる麻薬性物資を違法使用させる処分を行った者は、いかなる方法によるものであれ、2 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 二人以上の者に対して行為を行ったとき
- 3 15 歳以上の未成年に対して行為を行ったとき
- 4 懐胎していることを行為者が知る女子に対して行為を行ったとき
- 5 他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 6 他人の健康に重大な被害を与えたとき
- 7 治療措置を受けている者に対して行為を行ったとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、10 年以上 20 年以下の禁錮及び 20,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二人以上の他人の健康に重大な被害を与えたとき
- 2 二人以上の他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 3 15 歳未満の未成年に対して行為を行ったとき
- 4 人を死亡させたとき

犯罪行為により二人以上の人を死亡させたときは、20 年以上 30 年以下又は終身の禁錮及び 40,000,000 リエル以上 100,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 51 条 麻薬性物質の違法使用の強制及び勧誘

麻薬性物質の違法使用の強制とは、暴力、脅迫その他他人に恐怖を与える方法を用いて麻薬性物質を違法に使用させる行為をいう。

麻薬性物質の違法使用の勧誘とは、他人を説得し、誘導し、教唆し又はその他の詐術を用いて麻薬性物質を違法に使用させる行為をいう。

別表 3 に掲げる麻薬性物資を他人に違法使用させる強制又は勧誘を行った者は、2 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 報復又は害意によるものであるとき
- 3 二人以上の者に対して行為を行ったとき
- 4 15 歳以上の未成年に対して行為を行ったとき
- 5 懐胎していることを行為者が知る女子に対して行為を行ったとき
- 6 他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 7 他人の健康に重大な被害を与えたとき
- 8 治療措置を受けている者に対して行為を行ったとき

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、10 年以上 20 年以下の禁錮及び 20,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二人以上の他人の健康に重大な被害を与えたとき
- 2 二人以上の他人に危険を伴う疾病をもたらしたとき
- 3 15 歳未満の未成年に対して行為を行ったとき
- 4 人を死亡させたとき

犯罪行為により二人以上の人を死亡させたときは、20 年以上 30 年以下又は終身の禁錮及び 40,000,000 リエル以上 100,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 52 条 麻薬性物質の違法使用の手配

麻薬性物質の違法使用の手配とは、別表 3 に掲げる麻薬性物資を他人が違法に使用することが容易になるよう整える場所の貸出し、場所の提供その他の行為をいう。麻薬性物質の違法使用の手配をした者は、1 年以上 5 年以下の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5年以上10年以下の禁錮及び10,000,000リエル以上20,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 1 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき
- 2 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 3 未成年に対して行為を行ったとき
- 4 二人以上の者に対して行為を行ったとき
- 5 懐胎していることを行為者が知る女子に対して行為を行ったとき

第53条 麻薬性物質の違法使用

別表3に掲げる麻薬性物質を違法に使用した者で強制的治療措置を受けたことのあるものは、いかなる使用形態であれ、1月以上6月以下の禁錮に処し、100,000リエル以上1,000,000リエル以下の罰金に処することができる。

累犯の場合は、6月以上1年以下の禁錮に処し、1,000,000リエル以上2,000,000リエル以下の罰金に処することができる。

第1項及び第2項に定める軽罪の未遂は、同2項と同様に罰する。

犯罪が別表3に掲げる麻薬性物質の少量について実行され、かつ慣習に従った消費の枠内で実行されたときは、検察官は、行為者を起訴しないことができる。裁判所は、その事件が裁判になったときは、当該事件の行為者を刑に処さず、又は説諭するのみの裁判をすることができる。中毒にならない消費で、その消費者が長年にわたり先祖に倣い消費する地方の者であるものは、慣習に従った消費とみなす。

第4節

別表4に掲げる薬物に関する罪

第54条 化学合成物質の違法製造、保有、運搬又は取引

麻薬性物質を違法に製造する目的で又は麻薬性物質を違法に製造するために用いられることを明らかに知りながら、別表4に掲げる化学合成物質を製造し、保有し、運搬し、又は取り引きした者は、2年以上5年以下の禁錮に処し、付加刑として、4,000,000リエル以上10,000,000リエル以下の罰金に処することができる。

麻薬性物質を違法に製造する目的で又は麻薬性物質を違法に製造するために用いられることを明らかに知りながら、別表4に掲げる化学合成物質を製造し、保有し、運搬し、又は取り引きした者は、

- 1 次の各細目に該当するときは、5年以上10年以下の禁錮及び10,000,000リエル以上20,000,000リエル以下の罰金に処する。

- 二度以上犯罪行為を行ったとき
 - 業としての性質を有するとき
 - 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき
 - 化学合成物質の純量が 1 キログラム以上 5 キログラム未満であるとき
- 2 化学合成物質の純量が 5 キログラム以上 10 キログラム未満であるときは、10 年以上 20 年以下の禁錮及び 20,000,000 リエル以上 40,000,000 リエル以下の罰金に処する。
- 3 化学合成物質の純量が 10 キログラム以上であるときは、20 年以上 30 年以下又は終身の禁錮及び 40,000,000 リエル以上 100,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 55 条 化学合成物質の未成年への吸引、摂取の提供

未成年が吸引又は摂取すると明らかに知りながら、未成年に対し、科学合成物質その他神経系に影響を及ぼす物質を提供した者は、1 年以上 5 年以下の禁錮に処し、付加刑として、2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 二人以上の被害者に対して行為を行ったとき
- 3 重大な危険を伴う疾病をもたらしたとき

第 5 節 機器に関する罪

第 56 条 麻薬性物質の違法な製造又は使用のために用いられる機器の製造、保有、運搬又は取引

麻薬性物質を違法に製造もしくは使用する目的で又は麻薬性物質を違法に製造もしくは使用するために用いられることを明らかに知りながら、機器を製造し、保有し、運搬し、又は取り引きした者は、1 年以上 5 年以下の禁錮に処し、付加刑として、2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき

2 業としての性質を有するとき

3 職務の範囲内で又は職務の遂行時に犯罪行為を行ったとき

麻薬性物質を違法に使用するための機器の製造，保有，運搬又は取引が保険分野でのサービス及び薬物使用者の危険を削減するサービスに供する目的で行われ，権限当局の許可を受けたものであるときは，当該行為は犯罪ではない。

第 6 節

教唆に関する罪

第 57 条 犯罪の実行の教唆

本章第 2 節から第 5 節までに定める犯罪を実行するよう直接的又は間接的に他人を教唆した者は，いかなる方法によるものであれ，教唆が結果を生じなかったときには，6 月以上 2 年以下の禁錮に処し，付加刑として，100,000 リエル以上 4,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

教唆が未成年に対して行われたときは，2 年以上 5 年以下の禁錮に処し，付加刑として，4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

第 7 節

他の罪

第 58 条 犯罪による収益の受領

犯罪による収益の受領とは，ある物がこの法律に定める重罪又は軽罪により得られたものであることを知りながら，その物を受け取り，隠匿し，保有し，又は移転することをいう。

次の各号に掲げる行為についても，犯罪による収益の受領とみなす。

1 ある物がこの法律に定める重罪又は軽罪による得たものであることを知りながら，その物の移動の介在者となること

2 事情を知りながら，この法律に定める重罪又は軽罪により得られた収益より収益を受領すること

犯罪による収益を受領した者は，2 年以上 5 年以下の禁錮に処し，付加刑として，4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

犯罪による収益を受領した者は，次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は，5 年以上 10 年以下の禁錮及び 10,000,000 リエル以上 20,000,000 リエル以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 職業上の活動に従事していることによりもたらされる便宜を利用したとき

第 59 条 犯罪者集団への加入

犯罪者集団とは、この法律に定める犯罪を行うために公式又は非公式な組織構造をもって結成された三人以上の者による集団をいう。

犯罪者集団に加入した者は、2 年以上 5 年以下の禁錮に処し、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

第 60 条 犯罪者集団の長の処罰

犯罪者集団がこの法律の第 38 条（麻薬性植物の違法栽培）から第 42 条（麻薬性物質を違法使用させる処分）まで、第 47 条（麻薬性物質の違法製造）から第 50 条（麻薬性物質を違法使用させる処分）まで、第 56 条（麻薬性物質の違法な製造又は使用のために用いられる機器の製造、保有、運搬又は取引）及び第 71 条（資金洗浄）に定める犯罪を行った場合は、当該集団の長は、次の各号に掲げる刑に処する。

- 1 当該犯罪の禁錮刑の上限が 10 年以下であるときは、禁錮刑及び罰金刑の上限を 2 倍とする。
- 2 当該犯罪の禁錮刑の上限が 10 年を超えるときは、終身の禁錮に処する。禁錮刑のほか、付加刑として、100,000,000 リエル以上 500,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

第 61 条 身体検査の拒否

第 76 条（医療検査技術を用いた身体検査）に定める肢体検査措置を拒んだ者は、1 月以上 1 年以下の禁錮又は 100,000 リエル以上 2,000,000 リエル以下の罰金に処する。

第 62 条 麻薬性物質を含む薬品、麻薬性物質又は化学合成物質の管理及び使用に関する規定又は命令の違反

麻薬性物質を含む薬品、麻薬性物質又は化学合成物質の管理、管理、監査、輸出、輸入、運搬、販売、購入、所持、分配、配布、使用等に責任を負う者が、医学、薬学又は警察科学に資するために行われた合法的活動の枠内において、当該薬品又は物質の管理及び使用に関する規定又は命令に違反したときは、その者は、1 月以上 1 年以下の禁錮に処し、付加刑として、100,000 リエル以上 2,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、1年以上5年以下の禁錮に処し、付加刑として、2,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 重大な損害を引き起こしたとき

第 63 条 薬物の影響下における運転

違法に使用した薬物の影響下にある時に陸路、水路又は空路の輸送手段を運転した者は、外見から薬物を使用したことを表す徴候がない場合であっても、1月以上1年以下の禁錮に処し、付加刑として、100,000 リエル以上 2,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

前項に定める運転により他人を傷害し、8日以上その者の勤務能力を失わせたときは、その者は、1年以上2年以下の禁錮に処し、付加刑として、2,000,000 リエル以上 4,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

前項に定める運転により他人を傷害し、永久的な障害をもたらし、又は死亡させた者は、2年以上5年以下の禁錮に処し、付加刑として、4,000,000 リエル以上 10,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

第 64 条 追跡措置の秘密保持の違反

この法律の第 85 条（追跡）第 1 項に定める措置のいずれかについて職業上知った者が、当該追跡措置の対象となっている者に故意にその措置について告げたときは、その者は、1年以上5年以下の禁錮に処し、付加刑として、2,000,000 リエル以上 10,000,000 以下の罰金に処することができる。

権限当局に対し、この法律の第 85 条（追跡）第 1 項第 4 号に定める書面又は文書が偽造され、もしくは脱漏があるもの又は錯誤のあるものだと知りながら、その旨を権限当局に知らしめないまま当該書面又は文書を引き渡した者は、第 1 項に定める刑と同様の刑に処する。

第 65 条 監査の妨害

薬学監査人の職務の遂行を妨害する者は、いかなる方法によるものであれ、1月以上6月以下の禁錮に処し、付加刑として、100,000 リエル以上 1,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

第 66 条 差押えの保証のための仮の措置に対する違反

凍結又は留置した物又は財産を破壊し、隠匿し、又は滅失させた者は、1 年以上 5 年以下の禁錮に処し、付加刑として、2,000,000 リエル以上 10,000,000 以下の罰金に処することができる。

第 67 条 差押えの不遵守

差し押さえた物又は財産を破壊し、隠匿し、又は滅失させた者は、1 年以上 5 年以下の禁錮に処し、付加刑として、2,000,000 リエル以上 10,000,000 以下の罰金に処することができる。

第 68 条 強制治療義務の忌避

この法律の第 6 章（治療及び更生の措置）第 4 節（強制的な治療及び更生）に定める強制治療を忌避した者は、1 月以上 1 年以下の禁錮に処し、付加刑として、100,000 リエル以上 2,000,000 リエル以下の罰金に処することができる。

第 8 節

薬物犯罪にかかる資金洗浄に関する規定

第 69 条 通則

資金洗浄及びテロリズムへの資金供与を禁止する法律の規定は、この法律に定める犯罪による資金洗浄に対抗する措置について準用する。

第 70 条 資金洗浄の意義

資金洗浄とは、ある財産がこの法律の第 39 条（麻薬性物質の違法製造）から第 42 条（麻薬性物質を違法使用させる処分）まで、第 47 条（麻薬性物質の違法製造）から第 50 条（麻薬性物質を違法使用させる処分）まで、第 54 条（化学合成物質の違法製造、保有、運搬又は取引）及び第 56 条（麻薬性物質の違法な製造又は使用のために用いられる機器の製造、保有、運搬又は取引）に定める犯罪から得た収益であることを知りながら、その財産の違法な起源を隠蔽し、もしくは偽装し、又は犯罪に関与した者が自らの行為について受ける法律上の不利益を避けることを援助する目的で、当該財産を変換、移転、取得、占有もしくは使用し、又はその物理的外形、起源、所在地、処分権、動き、所有権その他の財産権を隠蔽もしくは偽装することをいう。

前第 1 項に定める犯罪の直接的又は間接的な収益を隠蔽し、変換するための投資行為を援助する行為も資金洗浄行為とみなす。

第71条 資金洗浄

資金洗浄を行った者は、2年以上5年以下の禁錮に処し、付加刑として、4,000,000リエル以上で資金洗浄の対象となった資金又は財産の価額に相当する額以下の罰金に処することができる。

資金洗浄の対象である財産又は資金の起源となった犯罪に対する禁錮刑が前第1項に定める禁錮刑よりも重いときは、行為者が知っていた犯罪と同様の禁錮刑に処し、刑の加重事由が複数あるときには、行為者が知っていた加重事由のみにより刑を受けるものとする。

第72条 刑の加重事由

次の各号に掲げる状況のいずれかの下で犯罪行為が行われた場合は、資金洗浄を行った者は、5年以上10年以下の禁錮及び10,000,000リエル以上で資金洗浄の対象となった資金又は財産の価額に相当する額以下の罰金に処する。

- 1 二度以上犯罪行為を行ったとき
- 2 職業上の活動に従事していることによりもたらされる便宜を利用したとき

第5章

刑事訴訟に関する規定

第1節

通則

第73条 刑事訴訟法の規定の適用

刑事訴訟法の規定は、この章に別段の定めがある場合を除き、適用する。

第74条 訴訟への参加

裁判所は、調査手続及び審理手続において、捜査及び調査に関与した警察官及び司法警察捜査官を証人として召喚し、陳述を聞かなければならない。

国家薬物対策局及び適法な代理人は、検察官に対し、調査裁判官又は裁判所の裁判に対する控訴を要請することができる。

国家薬物対策局及び適法な代理人は、控訴裁判所付検事長又は司法大臣に対し、調査裁判官又は裁判所の裁判に対する刑事訴訟法の定める命令権限の行使又は控訴を要請することができる。

第 2 節 捜査及び調査の方法

第 75 条 国境検査

この法律に定める犯罪を監視し、記録する法律上の権限を有する司法警察官は、国境において、人、乗用車輛、荷物等に麻薬性物質が含まれる疑いのあるときは、それらの人、乗用車輛、荷物等を検査することができる。

人の検査は、現行の命令に従い、被検査者と同性の者が行う。

第 76 条 医療検査技術を用いた身体検査

ある者が身体に薬物を隠し持って国境を越え入国することを推定する手がかりがあるときには、法律上の権限を有する司法警察官は、その者の書面による承諾を得て、医師又は医学専門家に、医療検査技術を用いてその者の身体検査等をさせることができる。

司法警察官は、その者が承諾しないときには、あらゆる手段を用いて検察官の許可を得るようにしなければならない。この場合において、司法警察官は、まず許可を得なければならない（口頭の許可であってもよいものとする。）。検察官は、直ちに検査を行う医師又は医学専門家を指定する。医師が検査の対象者に関する留意点及び検査の手續を示した検査結果は、検察官に提出する調書に記載しなければならない。

第 77 条 郵便の検査

この法律に定めるすべての犯罪を監視し、記録する法律上の権限を有する司法警察官は、薬物の違法送付を操作するため、昼夜を問わず、いつでも郵便を検査することができる。

事件を担当する検察官又は調査裁判官は、違法送付が推定できる十分な徴候がある場合には、郵便局に対し、送付された郵便物の開封を命じる（口頭の命令であってもよいものとする。）ことができる。

第 78 条 通過の監視

違法に送付され、又は送付が違法である疑いのある薬物、通貨、この法律が定める有価証券のカンボジア王国の領域の通過で当局が関知し、この法律の第 4 章（刑事規定）第 2 節（別表 1 及び別表 2 に掲げる薬物に関する罪）から第 5 節（機器に関する罪）までに定めるすべての犯罪を監視し、記録するために追跡しているもの

については、当該犯罪に関与するすべての者の身元を追跡し、起訴するために通過を許すことができる。

犯罪を監視し、記録する権限を有する公務員による前項に定める目的での薬物の違法販売の教唆についても、当該公務員による直接のもの、又は当該公務員の指示の下で行動する他の者によるものを問わず、許される。

この法律に定める犯罪を監視し、記録するために権限ある公務員が薬物の違法購入の教唆をすることは、これを禁ずる。当該教唆を行った公務員は、この法律の第57条（犯罪の実行の教唆）に定める教唆の罪で起訴され、当該公務員による直接の捜査又は当該公務員の指示の下で行われた捜査は、いずれも無効とされる。

第1項及び第2項に定める通過の監視及び薬物の違法販売の教唆に関する手続及び要件の詳細は、司法大臣が省令で定める。

第79条 監視付移転及び薬物の販売の教唆

薬物犯罪の捜査のため必要があるときは、司法大臣の氏名により権限を有する公務員又は司法省の代表者は、監視付移転の方法又は薬物の違法販売の教唆の方法を用いることを許可することができる。監視付移転及び薬物販売教唆は、権限のある公務員が直接に又は当該権限公務員の指示の下で行動する他の者により行うことができる。

監視付移転の方法又は薬物違法販売教唆の方法を使用する決定は、事件ごとに行わなければならない。国際的に行わなければならない場合においては、当該事件の利害関係他国との取決めに基づいて行わなければならない。

監視付移転の方法を使用する決定は、カンボジア王国内の領域で薬物が出て行き、又は入ってくると推定される場所の権限当局に直ちに通知しなければならない。また、移転又は譲渡が行われると推定される場所の権限当局にも直ちに通知しなければならない。

販売教唆の方法の使用を許可する決定は、販売が行われると推定される場所を管轄する裁判所に直ちに通知しなければならない。

監視付移転の方法及び薬物販売教唆の方法にかかる手続及び要件は、司法大臣が省令で定める。

第80条 監視の実施の監視

司法大臣の省令により指定された当局又は司法省の代表者は、カンボジア王国の領域内における監視付移転の実施を監視し、相当と認めるときは、介入を命じなければならない。

利害関係を有する他国との取決めがあるときは又は金融にかかる取決めの帰結に基づき、当該当局又は当該公務員は、違法に送付された物を押収せず、引き続きそのまま送付されることを許可し、又は通貨、有価証券もしくは薬物を押収し、他の製品と詰め替えて引き続き送付を許す決定をすることができる。

第 81 条 標章の貼付

刑事訴訟法第 92 条（証拠物への標章の貼付及び押印）、第 113 条（検査）、第 160 条（証拠物への標章の貼付及び押印）及び第 181 条（司法警察による検査及び押収）の規定に加え、薬物である疑いのある証拠物は、包装し、又は容器もしくは箱に入れて保管し、標章を貼付して押印しなければならない。

標章が貼付され、押印された包装、容器又は箱は、その中にある証拠物が盗まれ、持ち去られないよう防護しなければならない。

標章が貼付され、押印された包装、容器又は箱には、それぞれ番号を付し、外装又は貼付押印した標章の上に、薬物である疑いのある物の種類及び重量ならびにその物を含んだ包みの数を記載しなければならない。

刑事訴訟法に定める調書に記載すべき事項のほか、調書には次の各号に掲げる事項を追加で記載しなければならない。

- 1 発見の年月日及び場所
- 2 薬物である疑いのある物の種類及び重量
- 3 用いられた重量測定の方法
- 4 試験が行われたときは、その旨及びその結果

調書及びそれぞれの包装、容器又は箱への記載には、それらの包装又は容器もしくは箱への梱包に関与した者の身元を記載し、それらの者が署名しなければならない。

包装、容器又は箱のある場所における保管、保管場所の変更又は包装、容器又は箱の原状の変更は、調書に記載しなければならない。

第 82 条 薬物である疑いのある物の鑑定のための取出し

権限のある裁判官は、場所を占有する者もしくは犯罪に関連する者の面前で又はそれらの者がいないときには、二人の証人の面前で、押収した薬物である疑いのある物を証拠とし、その特徴を特定するために、少なくとも 3 個又は必要な数量の試料を直ちに取り出さなければならない。

各試料は、特定できる標章を貼付し、押印した包みに入れなければならない。包み及び標章には、中にある物の種類及び重量を記載しなければならない。

試料を取り出した後、元の包みには標章貼付及び押印を再び行い、取り出した試料の数量、各包みに含まれる薬物である疑いのある物の種類及び重量ならびに標章及び押印の変更を明らかにした調書を作成しなければならない。

調書及び各試料に対する記載ならびに再度なされた標章貼付及び押印には、試料の取り出しに関与した者の身元を記載し、それらの者が署名しなければならない。

第 83 条 科学的技術による鑑定

取り出した薬物を構成する成分の種類を明らかにし、有効成分を特定するために司法省が認定した鑑定人が行う科学技術による鑑定は、その物の実質、外形及び化学成分の損傷を避けるため、可及的速やかに行われなければならない。鑑定人は、鑑定報告書において、提供された試料の数量、各試料に含まれる薬物の種類及び重量、鑑定に使用した試料の数量を明らかにし、鑑定後に残った試料を回収したときは、その数量及び当該試料の変化を明らかにしなければならない。

第 84 条 押収した薬物の引渡し及び廃棄

薬物を押収し、その後の手続のために保管するために十分な量の試料を取り出した後、すべての薬物は、差し押えられ、次の各号に掲げる処分を受ける。

- 1 麻薬性物質を含んだ薬品で使用できるものは、保健省に引き渡す。
- 2 薬品工業その他の分野において使用できる薬物は、その薬物の用途に従い、保健省又は鉱工業エネルギー省に引き渡す。
- 3 使用に供することができない薬物は廃棄する。薬物の完全廃棄は、速やかにかつ最も適切な方法で、司法省大臣の省令により設置される委員会の立会いの下行われなければならない。

引渡し又は廃棄のための差押えは、次の各号に掲げる者の管轄とする。

- 1 捜査段階においては、検察官
- 2 調査段階においては、調査裁判官
- 3 審理段階においては、審理裁判所

調査手続が、予審免訴の裁判で終了し、その裁判が確定したとき又は審理裁判所が裁判を行い、その裁判が確定した場合において、引渡し又は廃棄のための差押えの裁判がなされなかったときは、検察官又は管轄する検事長は、各事件について決定をしなければならない。

第 85 条 追跡

この法律に定める犯罪にかかる事件を担当する検察官又は調査裁判官は、権限当局に対し、次の各号に掲げる事項を許可することができる。

- 銀行口座その他銀行口座と同様とみなす口座を監視すること
- 公文書、私文書又は銀行、金融及び商業に関する書面を検査し、提出を命じ又は写しを作成すること
- ファクシミリ、電子メール等の通信手段における連絡を傍受し、記録することを命じること
- コンピュータシステムに入り調べること

これらの口座、通信手段、コンピュータシステムが、この法律の定める犯罪のいずれかを実行し、もしくは実行を計画する疑いのある者により使用され、又はこれらの文書又は書面がこの法律の定める犯罪のいずれかに関連し、もしくは関連する可能性があることを示す十分な徴候があるときは、上に掲げる措置は、職業上の秘密の侵害とはみなされない。

通信手段の傍受及び記録は、2 か月間に限り命じることができる。当該措置及び機関の延長は、事件を担当する調査裁判官の許可のみによりすることができる。

第 86 条 銀行の秘密

銀行の職業上の秘密は、この法律に定める犯罪に関する証拠の提供を拒む正当化事由とはならない。

第 87 条 機関の閉鎖及び機関の業務の一時的停止

この法律の第 39 条（麻薬性物質の違法製造）、第 40 条（麻薬性物質の違法所持、運搬又は取引）、第 42 条（麻薬性物質を違法使用させる処分）から第 44 条（麻薬性物質の違法使用の手配）まで、第 47 条（麻薬性物質の違法製造）、第 48 条（麻薬性物質の違法所持、運搬又は取引）、第 50 条（麻薬性物質を違法使用させる処分）から第 52 条（麻薬性物質の違法使用の手配）、第 54 条（化学合成物質の違法製造、保有、運搬又は取引）及び第 56 条（麻薬性物質の違法な製造又は使用のために用いられる機器の製造、保有、運搬又は取引）に定める犯罪のいずれかで起訴する場合において、調査裁判官は、犯罪がその活動の中で実行された機関の所有者又はその機関の営業を行う者が犯罪の実行に関与したときには、当該機関にその活動を禁じ、又は公衆に対して開放され、もしくは公衆が利用する営業を禁じることができる。機関の閉鎖又は影響の一時的停止は、最大で 6 か月の間行うことができる。

この裁判は、控訴があった場合においても、直ちに執行しなければならない。

第3節

差押えの保証のための仮の措置

第88条 差押えの保証のための緊急措置

この法律に定める犯罪の捜査，起訴及び調査において，被疑者又は被告人の財産で犯罪から生じた収益であり，又は犯罪の実行に使用し，もしくは使用する準備をした疑いのあるものを留置し，凍結する措置は，本節の規定に従って行う。

第89条 財産の留置

検察官は，犯罪から生じた収益であり，又は犯罪の実行に使用し，もしくは使用する準備をした疑いのある財産を留置し，その財産を凍結するために，起訴する事件に応じて調査裁判官又は裁判所に対して，申立てをしなければならない。

第90条 財産の凍結

調査裁判官又は裁判所は，相当の理由があると認め，かつ財産が犯罪から生じた収益であり，又は犯罪の実行に使用され，もしくは使用する準備がなされた疑いのあるものである疑いがあるときは，裁量で又は検察官の申立てにより，その財産を凍結することができる。

第91条 一体化した財産

犯罪から生じ，もしくは生じた合理的な疑いがあり，又は犯罪の実行に使用され，もしくは使用する準備がなされた疑いのある財産が他の財産と一体化しているときは，第89条（財産の留置）の規定により留置され，又は第90条（財産の凍結）の規定により凍結された財産の価額は，犯罪から生じた収益であり，又は犯罪の実行に使用し，もしくは使用する準備をした疑いのある財産の価額を超えないものとする。

第92条 裁判に不服のある者の責任

この法律の第89条（財産の留置）の規定により留置され，又は第90条（財産の凍結）の規定により凍結された財産を引き取る申立てをする者は，事件を担当する裁判官に対して，留置され，又は凍結された当該財産の正当性を証明する責任を負う。

この法律の第90条（財産の凍結）の規定による調査裁判官の凍結の裁判に不服のある者は，その決定に対し，[控訴裁判所] 調査部に控訴することができる。

第4節 差押措置

第93条 絶対的差押え

押収した薬物で、未だ廃棄せず、又は権限当局に引き渡していないものは、犯罪が不起訴、予審免訴、無罪又は有罪となるかを問わず、必ず差押えなければならない。

刑事訴訟法に定める押収物の引渡しに関する規定は、手続の段階に応じ、適用する。

第94条 物等の差押え

裁判所は、この法律に定める犯罪に対して処罰を行うときは、次の事項の裁判をしなければならない。

- 1 犯罪の実行において使用され、又は犯罪の実行のために準備された装置、道具その他の物の差押え
- 2 犯罪の対象となった物又は資金の差押え
- 3 犯罪から生じた収益である収入又は財産

第1項に定める場合のほか、審理手続段階で死亡した被告人が、この法律の第39条（麻薬性物質の違法製造）から第42条（麻薬性物質を違法使用させる処分）まで、第47条（麻薬性物質の違法製造）から第50条（麻薬性物質を違法使用させる処分）まで、第54条（化学合成物質の違法製造、保有、運搬又は取引）、第56条（麻薬性物質の違法な製造又は使用のために用いられる機器の製造、保有、運搬又は取引）、第71条（資金洗浄）及び第72条（刑の加重事由）の規定に定める犯罪のいずれかを実行したことについて有責であることを証明する証拠がある場合において、当該被告人の遺産（分割前、分割後を問わない。）が犯罪に関連することが明らかであり、又はその合理的な疑いがあるときは、裁判所は、当該被告人が死亡した日から5年間、当該被告人の遺産（分割前、分割後を問わない。）を差し押さえなければならない。ただし、第三者を害するときは、差押えを宣告することができない。

第95条 差押えの裁判に不服のある者の責任

第94条（物等の差押え）の規定による裁判に利害関係を有する第三者は、刑事訴訟法の規定に従い、差押えの裁判に対して不服申立てをすることができる。この場合において、当該第三者は、差し押さえられた物等の正当性を証明する責任を負う。

第 96 条 財産等の差押え

行為者の死亡により起訴ができない場合において、検察官は、装置、道具、資金、収入又は財産が犯罪に関連する合理的な疑いがあるときは、刑事裁判所に対して、それらの装置、道具、資金、収入又は財産の差押えを申し立てることができる。

被告人の死亡により、又は被告人の身元が知れないために予審免訴となった場合において、調査裁判官は、装置、道具、資金、収入又は財産が犯罪に関連する合理的な疑いがあるときは、刑事裁判所に対して、それらの装置、道具、資金、収入又は財産の差押えを申し立てることができる。ただし、第三者を害するときは、差押えの裁判をすることができない。利害関係を有し、又は差押えの対象〔財産〕の所有者であると主張する第三者は、裁判所における手続のすべての段階に参加する権利を有し、刑事訴訟法の規定に従い、その裁判に対して不服申立てをすることができる。

第 97 条 差押物又は差押財産の国による売却

経済財務省は、差押物又は差押財産を処分しなければならない。差押物又は差押財産を売却するときは、国家財産の売却に関する手続に従って行わなければならない。

第 1 項に定める売却により得られた代金及びその他の差押財産で金銭であるものは、国家の基金に編入し、次に掲げる事項に使用されるものとする。

- 差押え、運搬、据置き、保管の費用等財産の差押えから生じた債務及び費用への充当
- 被害者がいるときは、その被害者への補償
- 国家薬物対策局の基金口座への編入

国家薬物対策局は、口座内の基金を、国家機関又は薬物使用もしくは薬物犯罪への対策の専門性を保証する民間の協会に配分する。

上に掲げる基金の組織構成及び機能については、政令でこれを定める。

第 98 条 財産の差押え等にかかる確定裁判に対する不服申立て

利害関係を有し、又は差押えの対象財産等の所有者であると主張する第三者は、民事訴訟法の規定に従い、民事裁判所に対して、刑事裁判所の確定裁判により差し押さえられた財産等を請求する訴えを提起する権利を有する。

第 1 項に定める請求の訴えを提起する権利は、当該第三者又はその法定代理人が知った時から 3 年が経過したときは、時効により消滅する。

第 2 項の規定にかかわらず，刑事裁判所の裁判が確定してから 10 年が経過したときは，請求権は，消滅する。

第 99 条 凍結又は差押えの妨害を試みる行為の無効

裁判所は，すべての財産の凍結又は差押えから逃れる目的で行われた有償又は無償のすべての行為を無効とし，又はその効力を否定しなければならない。

無償の行為により財産を取得した者は，その行為の無効又は効力の否定により権利を失う。ただし，善意で財産を取得した者は，現に利益を受ける範囲においてのみ返還の義務を負う。

第 1 項に定める無効又は〔効力の〕否定は，行為の効果により財産を取得した者が善意で，かつ対価を支払ったときには，これを行うことができない。

第 6 章 治療及び更生の措置

第 1 節 通則

第 100 条 国の治療及び更生サービス提供義務

国は，すべての薬物中毒者に対する公平な医学的治療及び更生に関する適切なサービスの提供をあらゆる方策を用いて支援しなければならない。

国は，また，薬物の濫用に起因する危険を削減するためのサービスならびに薬物が入り込む人，コミュニティ及び社会にもたらす保健及び経済分野における危険の縮減に資する保健サービス及び国の政策を整える努力をしなければならない。

治療更生のための公的センターにおける薬物中毒者の治療及び更生にかかる費用は国の負担とする。治療更生のための公的センターは，同センターの活動を支えるための寄付を各界から受けることができる。

国は，薬物中毒者に対する医学的治療及び更生のためのサービスの提供に参画する民間のセンター及びコミュニティを支援し，支持する。民間のセンター及びコミュニティは，薬物中毒者の治療につき保健省の及び薬物中毒者の構成につき社会福祉・退役軍人・青年更生省の認可を受けた適切な専門家を有しなければならない。当該認可は，国家薬物対策局に報告しなければならない。いかなる場合においても，民間のセンター又はコミュニティによる治療及び更生のための薬物中毒者の受入れは，この法律に定める要件に従わなければならない。

第 101 条 治療及び更生の原則

治療及び更生は、原則として、薬物中毒者の同意を得たときに限り、これを行うことができる。ただし、特別な場合において薬物中毒者の利益及び一般的利益のために必要なときは、この法律に定める要件及び手続に従い、強制的に治療及び更生を行うことができる。

薬物中毒者が未成年又は制限能力者であるときは、法定代理人の同意を得なければならない。未成年及び制限能力者に関するその他の規定は、治療及び更生について適用する。

薬物にかかる治療及び更生を担当する専門家は、医学的専門知識及び現行法に従い治療の職務を遂行することにつき刑事訴追を受けることはない。

第 102 条 治療及び更生の管理の規則

薬物中毒症の治療及び更生は、次に各号に掲げる科学的な方法等による医学的サービス及び社会福祉サービスを含む。

- 1 治療及び更生は、保健専門家及び更生の専門家により管理されなければならない。
- 2 治療及び更生の方法は、各人の症状に応じた必要に明確に対応し、保健専門家及び更生の専門家により、本人の意見及び同意を得た上で決められたものでなければならない。
- 3 治療及び更生は、国内及び国際的な規範に沿い、優良で人道的な薬物中毒症の治療の方法で最善のものを行わなければならない。
- 4 治療及び更生は、薬物中毒者に法的に完全な能力を得させるため、薬物中毒者の利益というただ一つの目的の下に管理されなければならない。
- 5 国の治療更生のための公的センターにおける薬物中毒症の治療及び更生の措置は、6 か月から 2 年までの期間行われる。

薬物中毒症の治療方法ならびに治療及び更生の措置の詳細な手続は、政令でこれを定める。

いかなる場合においても、薬物中毒症の治療及び更生措置の下に置かれた者が医学又は科学実験の対象となることはない。

第 103 条 治療及び更生の秘密

薬物中毒者の治療及び更生にかかるすべての情報についての秘密は、これを守らなければならない。薬物中毒者の身元、診断、病状の経過又は行われた治療及び更生の結果に関する記録は、秘密に保管され、公の利益の必要がある場合又は関係人

の同意がある場合を除き、これを公表し、又は人その他の者に開示してはならない。

第 2 節

任意の治療及び更生

第 104 条 任意の治療及び更生

薬物中毒の状態にある者は、誰でも、治療及び更生を目的として設立されたセンターにおける医学的な治療及び更生を求めることができる。薬物中毒者は、治療及び更生を受けることを決める前に、センターから治療及び更生に関し、次の各号に掲げる重要な情報その他の情報を得る権利を有する。

- 治療及び更生の種類及び期間
- 治療及び更生の方法ならびに治療及び更生にかかる困難
- 想定される治療及び更生の利点
- 治療及び更生の結果として生じる影響
- 治療及び更生に関わる選択肢があるときは、その旨及びその内容
- 治療及び更生を受けない場合の困難

センターは、薬物中毒者が治療及び更生を受ける前に、薬物中毒者が治療及び更生に関する重要な情報を得た後に、治療及び更生を受けることを任意に確かに同意したことを確認しなければならない。薬物中毒者の治療及び更生を受けることへの同意は、書面でしなければならない。

薬物中毒者は、治療及び更生の期間ならびに治療及び更生の終了を含め、治療及び更生の方法の決定に参加する権利を有する。薬物中毒者は、いつでも任意に治療を終了させることができる。

第 3 節

薬物中毒者の起訴及び薬物中毒者に対する刑の執行の要件

第 105 条 薬物中毒者の起訴の要件

検察官は、この法律の第 45 条（麻薬性物質の違法使用）及び第 53 条（麻薬性物質の違法使用）に定める犯罪を行った者が専門的医師の医学的な証明のある薬物中毒状態にあるときは、起訴を決定する前に、その者に対して、公的又は民間のセンターにおいて治療及び更生を受けることを勧めることができる。

検察官は、その者が治療及び更生を受けることに同意しないときは、刑事訴訟法に従い、起訴の選択に関する自らの権限を行使することができる。ただし、その者が治療及び更生を受けることに同意したときは、検察官は、その同意を書面にし、直ちにその決定をセンターに通知しなければならない。この場合においては、起訴は猶予される、その者がセンターの定める治療及び更生を最後まで受けることを拒んだときは、起訴の手続が再開する。

その者が最後まで治療及び更生の措置を受けたときは、検察官は、事件を不起訴にすることができる。

第 106 条 薬物中毒者に対する刑の執行の要件

専門的医師の医学的な証明のある薬物中毒状態にある者が、裁判所が第 45 条（麻薬性物質の違法使用）及び第 53 条（麻薬性物質の違法使用）に定める犯罪に対する有罪の判決を宣告し、それが確定した後に、この法律の第 6 章（治療及び更生の措置）に従い、任意に治療及び更生を受けることを申し出たときは、刑の執行を停止する。

この者が最後まで治療及び更生の措置を受けたときは、刑の執行を終えたものとみなす。その者が治療及び更生を最後まで受けなかったときは、直ちに宣告された刑を執行する。

第 4 節

強制的な治療及び更生

第 107 条 強制的な治療及び更生の一般的要件

何人も、薬物中毒症の治療及び更生を強制されることはない。ただし、その者が重度の薬物中毒状態にあり、薬物中毒者自身又は他人に喫緊の重大な危険が及ぶ現実の恐れがあるときはこの限りでない。この場合において、治療及び更生が一般的利益を保護し、薬物中毒者の利益のために必要な方法であるときは、治療及び更生を強制することができる。

強制的な治療及び更生は、薬物中毒者が任意に治療及び更生を受けるための意思を表示する能力を欠く状態にあるときも、これを行うことができる。

第 108 条 検察官の命じる強制的な治療及び更生

薬物中毒者の父母、後見人もしくは親族から直接に又はその他権限ある公務員を通じて強制的な治療及び更生の申立てを受けることができる。この場合において、

権限ある公務員又は薬物中毒者の家族は、検察官が手続に基づき権原を行使するために、直ちに薬物中毒者を検察官に送致することができる。

検察官は、決定をする前に、医師の医学的な診察を受けさせ、弁護士がついている場合には、弁護士の立会いの下で、本人の陳述を聞くことができる。医学的な診察をするために指定された医師は、可及的速やかにその結果を提出しなければならない。

検察官は、医学的な診察の結果を待つ間、その者の身柄を司法警察機関の留置所に拘束することができる。

医学的な診察の結果により、その者が薬物中毒状態にあることが明らかになったものの、前第 107 条（強制的な治療医及び更生の一般的要件）に定める要件を満たさない場合において、その者がこの法律の第 45 条（麻薬性物質の違法使用）及び第 53 条（麻薬性物質の違法使用）に定める犯罪を行っているときは、検察官は、この法律の第 105 条（薬物中毒者の起訴の要件）に定める手続を行う。

医学的な診察の結果により、その者が重度の薬物中毒状態にあることが明らかになり、又はその者自身もしくは他人に喫緊の重大な危険が及ぶ明らかな恐れがあることを示す他の証拠があるときは、検察官は、強制的な治療及び更生を行うことを決定することができる。

治療及び更生を強制された者は、控訴裁判所検事長に対し、検察官の治療及び更生の強制の決定に対する異議の申立てを行う権利を有する。この異議については、関連する原検察機関に対してしなければならない。その後、始審裁判所検察代表は、控訴裁判所検事長に対し、直ちに事件記録を送付しなければならない。控訴裁判所検事長は、事件記録を受領してから 32 時間以内に、異議についての決定をしなければならない。

第 109 条 調査段階及び審理段階における治療及び更生の強制

治療及び更生の強制は、この法律の第 107 条（強制的な治療及び更生の一般的要件）ならびに第 108 条（検察官の命じる強制的な治療及び更生）第 2 項及び第 5 項に定める要件を満たすときには、調査裁判官による調査段階及び審理裁判官による審理段階において行うことができる。

調査裁判官又は審理裁判官の決定に対しては、刑事訴訟法の規定に従い、控訴することができる。

第 110 条 量刑のその他の基準

刑法の規定に加え、治療及び更生を最後まで受けた者については、裁判所は、当該事項を量刑の際にしん酌しなければならない。

第 7 章 犯罪人引渡し及び司法共助

第 111 条 カンボジア王国領域内における外国国籍の犯罪人引渡し

カンボジア王国は、外国に対し、カンボジアの領土内に滞在する外国籍の者で次の各号に掲げるものを引き渡すことに同意する。

- この法律に定める犯罪について当該外国の裁判所における訴追のの対象になっている者
- この法律に定める犯罪について当該外国の裁判所により禁錮又は懲役に処せられた者

第 112 条 薬物に関する犯罪についての犯罪人引渡しに関する規定

カンボジア王国領域内における外国国籍の犯罪人引渡しは、カンボジア王国が批准した犯罪人引渡しに関する国際条約の規定により規律されるものとする。カンボジア王国が批准した国際条約がないときには、外国又はカンボジア王国が要請する犯罪人引渡しの要件及び手続は、刑事訴訟法の規定に従って行う。

第 113 条 通過

引渡手続中の者のカンボジア王国内の通過は、政治犯罪に関する引渡しでないときに、これを許可することができる。通過の請求は、外交機関を経由してしなければならない。通過の請求には、正当であることを証明する証明書を添付しなければならない。

第 2 節 司法共助

第 114 条 外国のカンボジア王国に対する捜査及び外国裁判所の手続における共助の要請

本条は、カンボジア王国が次の各号に定める事項に関する外国からの共助の要請を受けたときに適用する。

- 1 この法律に定める犯罪に相当する外国の法律による犯罪の捜査
- 2 当該犯罪についての裁判所の手続

- 3 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産に関する捜査
- 4 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産の請求国における凍結又は差押えのための手続
- 5 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産のカンボジア王国における凍結又は差押えのための手続

カンボジア王国政府は、裁判所その他の権限当局を通じて、次の各号に掲げる方法で共助を提供することができる。

- 1 書面での又は各人に口頭で直接尋問する証拠調書の作成
- 2 身柄を拘束された者を含むすべての者に対し、本人の同意を得て、証拠を提出させ、又は操作に協力させることへの協助
- 3 裁判所の文書の提供
- 4 検査の実施
- 5 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産の追跡への協助
- 6 金融取引の捜査
- 7 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産の原状回復に資する情報又は証拠の収集
- 8 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産の差押えの決定前の売却、移転又は放棄を防ぐための凍結
- 9 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産及び書面の差押え
- 10 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産の差押えについての外国の終局裁判の執行
- 11 証拠物又は事件発生現場についての技術的又は科学的な検査
- 12 外国への情報及び証拠物の提供
- 13 原本もしくは謄本又は関連する調書（銀行、金融、会社、事業に関する書面を含む。）の外国への提供

第2項第12号の規定により外国に提供することのできる情報及び証拠物には、合法的に入手できるすべての情報及び電気通信による又は聴覚機器を用いた連絡の傍受又は記録から得た情報を含む。

外国からの共助の請求を実施するために、カンボジア王国の法律の規定に従ったカンボジア国内における捜査、起訴又は調査の手續及び段階を、外国への共助の提供のために利用することができる。

第 115 条 条件付きで提供できる共助

カンボジア王国政府は、カンボジア王国政府が同様の請求をしたときは、同じ事件における共助を提供する旨の書面での約束の申込みをすることを条件に、本節に従い、外国に共助を提供することができる。

第 116 条 共助の請求の拒否に必要な理由

カンボジア王国政府は、次の各号に該当するときは、本節の規定に従い、犯罪に関する共助の請求に応じてはならない。

- 1 人種、宗教、国籍、出自、民族又は政治的意見を理由としてある者を処罰するためになされた請求であると認めるとき
- 2 その者の地位が人種、宗教、国籍、出自、民族又は政治的意見を理由として害される恐れがあると認めるとき
- 3 その者の犯罪に対する処罰に関する請求で、次に掲げる事由があると認めるとき
 - その者が外国の裁判所又は権限機関により刑の執行の確定的免除を受け、又は恩赦を受けたとき
 - その者がその犯罪又はその犯罪と行為が同じ別の犯罪について外国の法律の規定により処罰されたとき

第 117 条 銀行の秘密の規則

本節の規定による共助の請求は、銀行の職業上の秘密を理由に拒否することはできない。

第 118 条 外国の裁判所における証拠の提出の請求

本条は、次の各号のすべてに該当するときに適用する。

- 1 公判が次に掲げる事項のいずれかに関連するとき
 - この法律に定める犯罪に相当する外国の法律による犯罪
 - 犯罪に使用され、もしくは犯罪の実行のために準備され、又は犯罪の目的であり、もしくは犯罪から生じた収益である財産の凍結又は差押え
- 2 当該外国が裁判の手續に関し、カンボジア王国にいる者の公判への参加を請求するとき

3 その者が裁判の手續に関する証拠を提出する能力があると信じる相当の理由があるとき

4 その者が外国において証拠の提出に同意したとき

外国は、次の各号に掲げる事項を約束しなければならない。

1 その者が

- カンボジア王国を離れる前に行ったと起訴され、又は行った外国の法律に違反する犯罪で身柄を拘束され、又は処罰されず、又は
- カンボジア王国を出発する前に行ったと訴えられ、又は行ったその者の行為又は忌避について、もしその者が外国にいなかったとしたら民事訴訟を提起されることがないときには、民事訴訟を提起されず、又は
- 当該請求にかかる裁判手續以外の外国の裁判手續において証拠の提出を求められないこと。ただしその外国を離れ、又は離れる機会があったが、当該請求にかかる裁判手續において証拠を提出する目的以外の目的で引き続き外国に滞在するときはこの限りでないこと。

2 当該請求にかかる裁判手續においてその者が提出した証拠は、外国の法律に違反する犯罪で処罰するためには採用できず、又は効力を有さず、証拠の提供は、偽証罪ではないこと

3 カンボジア王国政府が同意する取決めに従い、その者をカンボジア王国に送り届けること

4 その者がカンボジア王国において一時的に身柄を拘束されており、カンボジア王国政府が外国に対し、その者が外国に滞在する間その身柄を拘束する処分を請求するときは、

- 外国がその目的に応じた適切な準備を行い、
- カンボジア王国政府が外国のしかるべき機関に対し、その者がカンボジア王国の法律の規定により保釈の権利を得たことを通知する場合を除き、その者を外国において保釈せず、かつ
- 第4号第2点に定める場合で、その者が外国において保釈されたときは、請求にかかる事件の手續が終了するまでのその者の宿泊費その他の費用は、外国が負担しなければならないこと。

第 119 条 カンボジア王国による外国への捜査又は裁判所の行為に対する共助の請求

カンボジア王国政府は、外国に対し、次の各号に掲げる事項に関する共助の請求をすることができる。

- 1 この法律の規定による犯罪の捜査
- 2 この法律の規定による犯罪のための裁判所の手続
- 3 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産にかかる捜査
- 4 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産のカンボジア王国における凍結又は差押えのための手続
- 5 犯罪の目的として又は犯罪から生じた収益として犯罪に使用され、又は犯罪の実行のために準備された財産の被請求国における凍結又は差押えのための手続

外国における共助の請求は、この法律の第 114 条（外国のカンボジア王国に対する捜査及び外国裁判所の手続における共助の要請）第 2 項に定めるいずれかの場合に行うことができる。

外国において適法に収集した証拠は、カンボジア王国において事件の手続における証拠として使用することができる。

外国において身柄を拘束されているある者が、カンボジア王国において証拠の提出をさせられる場合において、当該外国がカンボジア王国政府に対し、その者がカンボジア王国に滞在する間その身柄を拘束する処分を請求するときは、カンボジア王国政府は、

- 1 その目的に応じた適切な処分を行い、
- 2 外国がカンボジア王国のしかるべき機関に対し、その者が外国の法律の規定により保釈の権利を得たことを通知する場合を除き、その者をカンボジア王国において保釈せず、かつ
- 3 第 2 号に定める場合で、その者がカンボジア王国において保釈されたときは、請求にかかる事件の手続が終了するまでのその者の宿泊費その他の費用を支弁しなければならない。

カンボジア王国において証拠を提出させられた者は、犯罪人引渡しの手続によることなく、外国政府が同意する取決めに従い、その者を外国に送り届けなければならない。

第 120 条 国際協力

本節の規定は、この法律に定める犯罪又は外国の法律による犯罪に関するいかなる方法の情報又は国際協力を提供し、又は受けることを制限し、又は妨げるものではない。

第 8 章 経過規定

第 121 条 国家薬物対策局に関する経過規定

2009 年 5 月 30 日付勅令第 NS/RKT/0509/608 号により設置された国家薬物対策局は、これに代わる新たな規定が定められるまで引き続き王国政府の薬物対策にかかる政策を実施する機関として存続する。

第 122 条 免許及び許可に関する経過規定

従前の規定に従い付与された薬物にかかる合法的な行為を行うための免許及び許可は、その免許及び許可が失効するまで、なおその効果を有する。

第 123 条 手続に関する経過規定

この法律に定める手続に関する規定は、この法律が施行された後、すべての手続について直ちに適用する。

第 124 条 犯罪に関する経過規定

2005 年 5 月 9 日付公布勅令第 NS/RKM/0505/014 号により公布された薬物の管理に関する法律を改正する法律が効力を有する期間に行われた犯罪については、旧法及び 2009 年 11 月 30 日付公布勅令第 NS/RKM/1109/022 号により公布された刑法第 1 編（総則）の規定を適用する。

第 9 章 最終規定

第 125 条 規定の廃止及び例外

1997 年 1 月 24 日付公布勅令第 NS/RKM/0197/01 号により公布された薬物の管理に関する法律及び 2005 年 5 月 9 日付公布勅令第 NS/RKM/0505/014 号により公布された薬物の管理に関する法律を改正する法律は、この法律の第 124 条（犯罪に関する経過規定）に定める場合を除き、この法律の適用の日から効力を失う。

薬物の管理に関する法律の下層にある法規範は、この法律の精神に反する規定を除き、これらに代わる新たな法規範が定められるまで、なお効力を有する。

王宮にて、2012 年 1 月 2 日
国王親署及び御璽 ノロドム・シハモニ

別表

麻薬、神経系に影響を及ぼす物質及び薬物の製造に用いられる物質

List of Narcotic Drugs, Psychotropic Substances, and Substances used for drug manufacturing

本目録に含まれるのは、

- 次に掲げる物質は、国際的な共通名称又は現行の国際条約において用いられる名称を有する。
- すべての物質の本質として化学式に適合しうる場合におけるイソメル、すべての物質の本質、ただし、明らかな例外があるときは除く。
- ありえるすべての場合におけるすべての物質のエステル及びエーテル
- ありえるすべての場合におけるエステル塩、エーテル塩及びイソメル塩を含むすべての物質の塩
- すべての物質の作成・合成、ただしこの法律に定める例外は除く。
- カンボジア王国における薬物に関する科学技術者グループによる新たな物質の発見

表 1 Table 1

ភាសាខ្មែរ Khmer Language	ភាសាបារាំង France Language	ភាសាអង់គ្លេសប្រើប្រាស់ លេខរៀងកំរិត English Language
アセトルフィン	(Acétorphine)	(Acetorphine)
大麻, 大麻樹脂, 大麻油, 大麻種子	(Cannabis, résine de cannabis, huile de cannabis et Grain de cannabis)	(Cannabis, cannabis resin, cannabis oil and cannabis seed)
ケトベミドン	(Cétobémidone)	(Ketobemidone)
デソモルヒネ	(Désomorphine)	(Desomorphine)

エトルフィン	(Etorphine)	(Etorphin)
ヘロイン	(Héroïne)	(Heroin)
アセチル-アルファ-メチルフェンタニル	(Acétyl-alpha-méthylfentanyl)	(Acetyl-alpha-methylfentanyl)
アルファチルメタドール	(Alphacétylméthadol)	(Alphacetylmethadol)
アルファ-メチルフェンタニル	(Alpha-méthylfentanyl)	(Alpha-methylfentanyl)
ベータヒドロキシフェンタニル	(Bêta-hydroxyfentanyl)	(Beta-hydroxyfentanyl)
ベータ-ヒドロキシ-メチル-3-フェンタニル	(Bêta-hydroxyméthyl-3-fentanyl)	(Beta-hydroxymethyl-3-fentanyl)
メチル-3-フェンタニル	(Méthyl-3-fentanyl)	(Methyl-3-fentanyl)
メチル-3-チオフェンタニル	(Méthyl-3-thiofentanyl)	(Methyl-3-thiofentanyl)
MPPP	(MPPP)	(MPPP)
パラフルオロフェンタニル	(Para-fluorofentanyl)	(Para-fluorofentanyl)
PEPAP	(PEPAP)	(PEPAP)
チオフェンタニル	(Thiofentanyl)	(Thiofentanyl)
ブロランフェタミン	(Brolamfétamine)	(Brolamfetamine)
カチノン	(Cathinone)	(Cathinone)
DET	(DET)	(DET)
DMA	(DMA)	(DMA)
DMHP	(DMHP)	(DMHP)
DMT	(DMT)	(DMT)
DOET	(DOET)	(DOET)
エチシクリジン	(Eticyclidine)	(Eticyclidine)
リゼルギド	(Lysergide)	(Lysergide)
MDMA	(MDMA)	(MDMA)
メスカリン	(Mescaline)	(Mescaline)

メチル-4-アミノレクス	(Méthyl-4-aminorex)	(4-Methylaminorex)
MMDA	(MMDA)	(MMDA)
N-エチル MDA	(N-éthyl MDA)	(N-Ethyl-MDA)
N-ヒドロキシ MDA	(N-hydroxy MDA)	(N-Hydroxy-MDA)
パラヘキシル	(Parahexyl)	(Parahexyl)
PMA	(PMA)	(PMA)
シロシン	(Psilocine, Psilotsine)	(Psilocine, Psilotsin)
シロシビン	(Psilocybine)	(Psilocybine)
ロリシクリジン	(Rolicyclidine)	(Rolicyclidine)
STP	(STP)	(STP)
DOM	(DOM)	(DOM)
テナンフェタミン	(Ténamfétamine)	(Tenamfetamine)
テノシクリジン	(Ténocyclidine)	(Tenocyclidine)
テトラヒドロカンナビノール	(Tétrahydrocannabinol)	(Tetrahydrocannabinol)
TMA	(TMA)	(TMA)
4-MTA	(4-MTA)	(4-MTA)

表 2 Table 2

ភាសាខ្មែរ Khmer Language	ភាសាបារាំង France Language	ភាសាអង់គ្លេសប្រើប្រាស់ លេមីកកាំង English Language
アセチルジヒドロコデイン	(Acétyldihydrocodéine)	(Acetyldihydrocodeine)
アセチルメタドール	(Acétylméthadol)	(Acetylmethadol)
アルフェンタニル	(Alfentanil)	(Alfentanil)
アリルプロジン	(Allylprodine)	(Allylprodine)
アルファメプロジン	(Alphaméprodine)	(Alphameprodine)

アルファメタドール	(Alphaméthadol)	(Alphamethadol)
アルファメチルチオフェンタニル	(Alpha-méthylthiofentanyl)	(Alpha-methylthiofentanyl)
アルファプロジン	(Alphaprodine)	(Alphaprodine)
アニレリジン	(Aniléridine)	(Anileridine)
ベンゼチジン	(Benzéthidine)	(Benzethidine)
ベンジルモルヒネ	(Benzylmorphine)	(Benzylmorphine)
ベータアセチルメタドール	(Bétacétylméthadol)	(Betacetylmethadol)
ベータメプロジン	(Bétaméprodine)	(Betameprodine)
ベタメタゾン	(Bétaméthadone)	(Betamethadone)
ベータプロジン	(Bétaprodine)	(Betaprodine)
ベジトラミド	(Bézitramide)	(Bezitramide)
ジオキサフェチルブチレート	(Butyrate de dioxaphétyl)	(Dioxaphetyl butyrate)
クロニタゼン	(Clonitazène)	(Clonitazene)
コカ葉	([feuille de Coca])	(Coca leaf)
コカイン	(Cocaïne)	(Cocaine)
コデイン	(Codéine)	(Codeine)
コドキシム	(Codoxime)	(Codoxime)
けしがら濃縮物	(Concentré de paille de pavot)	(Concentrate of poppy straw)
デキストロモラミド	(Dextromoramide)	(Dextromoramide)
デキストロプロボキシフェン	(Dextropropoxyphène)	(Dextropropoxyphene)
ジアンプロミド	(Diampromide)	(Diampromide)
ジエチルチアンブテン	(Diéthylthiambutène)	(Diethylthiambutene)
ジフェノキシム	(Difénoxine)	(Difenoxyne)
ジヒドロコデイン	(Dihydrocodéine)	(Dihydrocodeine)
ジヒドロモルヒネ	(Dihydromorphine)	(Dihydromorphine)

ジメノキサドール	(Diménoxadol)	(Dimenoxadol)
ジメフェプタノール	(Dimépheptannol)	(Dimepheptannol)
ジエチルチアンブテン	(Diméthylthiambutène)	(Dimethylthiambutene)
ジフェノキシレート	(Diphénoxylate)	(Diphenoxylate)
ジピパノン	(Dipipanone)	(Dipipanone)
ドロテバノール	(Drotébanol)	(Drotebanol)
エクゴニン (エステルと派生物)	(Ecgonine, ses esthers dérivés)	(Ecgonine, and it derivative of esters)
エチルメチルチアンブテン	(Ethylméthylthiambutène)	(Ethylmethylthiambutene)
エチルモルヒネ	(Ethylmorphine)	(Ethylmorphine)
エトニタゼン	(Etonitazène)	(Etonitazene)
エトキシリジン	(Etozéridine)	(Etozeridine)
フェンタニル	(Fentanyl)	(Fentanyl)
フレチジン	(Furéthidine)	(Furethidine)
ヒドロコドン	(Hydrocodone)	(Hydrocodone)
ヒドロモルヒノール	(Hydromorphinol)	(Hydromorphinol)
ヒドロモルフォン	(Hydromorphone)	(Hydromorphone)
ヒドロキシペチジン	(Hydroxypéthidine)	(Hydroxypethidine)
イソメサドン	(Isométhadone)	(Isomethadone)
レボメトルファン	(Lévométhorphane)	(Levomethorphane)
レボモラミド	(Lévomoramide)	(Levomoramide)
レボフェナシルモルファン	(Lévophénacylmorphane)	(Levophenacylmorphane)
レボルファノール	(Lévorphanol)	(Levorphanol)
メタゾシン	(Métazocine)	(Metazocine)
メサドン	(Méthadone)	(Methadone)
(មេតាដុន, មេតាដុន, មេតាដុន) [ផ្លូវប្រាណូ-៤ ឌីមេទីទ្វាមីណូ-២ ឌីហ្វេនីល-៤, ៤ប៊ុយតាន])		

メサドン中間体 (ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルブタン)		
(Méthadone, intermédiaire de la [cyano-4 diméthylamino-2 diphényl-4,4 butane])		
(Methadone, intermédiaire [4-cyano-2-dimethylamino-4,4-diphenylbutane])		
メチルデソルフィン	(Méthyldésorphine)	(Methylidesorphine)
メチルジヒドロモルヒネ	(Méthyldihydromorphine)	(Methylidihydromorphine)
メトポン	(Métopon)	(Metopon)
モラミド	(Moramide)	(Moramide)
モルフェリジン	(Morphéridine)	(Morpheridine)
モルヒネ	(Morphine)	(Morphine)
モルヒネメトブロミドとその他五価窒素モルヒネ		
(Morphine méthobromide et autres dérivés morphiniques à azote pentavalent)		
(Morphine methobromide and others derivative of morphine azotes pentavalent)		
ミロフィン	(Myrophine)	(Myrophine)
ニココジン	(Nicocodine)	(Nicocodine)
ニコジコジン	(Nicodicodine)	(Nicodicodine)
ニコモルフィン	(Nicomorphine)	(Nicomorphine)
ノルアシメタドール	(Noracyméthadol)	(Noracymethadol)
ノルコデイン	(Norcodéine)	(Norcodeine)
ノルレボルファノール	(Norlévorphanol)	(Norlevorphanol)
ノルメサドン	(Norméthadone)	(Normethadone)
ノルモルヒネ	(Normorphine)	(Normorphine)
ノルピパノン	(Norpipanone)	(Norpipanone)
モルヒネ-N-オキシド	(N-oxymorphine)	(N-Oxymorphine)
アヘン	(Opium)	(Opium)
オキシコドン	(Oxycodone)	(Oxycodone)
オキシモルフォン	(Oxymorphone)	(Oxymorphone)
ペチジン	(Péthidine)	(Pethidine)
ペチジン中間体 A (4-シアノ-1-メチル-4-フェニルピペリジン)		

(Péthidine, intermédiaire A de la [cyano-4 méthyl-1 phényl-4 pipéridine])		
(Pethidine, intermediaite A [4-Cyano-1-methyl-4-phenylpiperidine])		
ペチジン中間体 B (4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチル)		
(Péthidine, intermédiaire B de la [ester éthylique de l'acide phényl-4 pipéridine carboxylique-4])		
(Pethidine, intermediate B [4-phenylpiperidine-4-carboxylic acid ethyl ester])		
ペチジン中間体 C (1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エステル)		
(Péthidine, intermédiaire C de la [acide méthyl-1 phényl-4 pipéridine carboxylique-4])		
(Pethidine, intermediate C [1-methyl-4-phenylpiperidine-4-carboxylic acid])		
フェナンプロミド	(Phénampromide)	(Phenampromide)
フェナドキソン	(Phénadoxone)	(Phenadoxone)
フェンゾシン	(Phénazocine)	(Phenazocine)
フェノペリジン	(Phénopéridine)	(Phenoperidine)
フォルコジン	(Pholcodine)	(Pholcodine)
ピミノジン	(Piminodine)	(Piminodine)
ピリトラミド	(Piritramide)	(Piritramide)
プロヘプタジン	(Proheptazine)	(Proheptazine)
プロペリジン	(Propéridine)	(Properidine)
プロピラム	(Propiram)	(Propiram)
ラセメトルファン	(Racéméthorphane)	(Racemethorphane)
ラセモラミド	(Racémoramide)	(Racemoramide)
ラセモルファン	(Racémorphane)	(Racemorphane)
スフェンタニル	(Sufentanil)	(Sufentanil)
テバコン	(Thébacone)	(Thebacone)
テバイン	(Thébaïne)	(Thebaine)
チリジン	(Tilidine)	(Tilidine)
トリメペリジン	(Trimépéridine)	(Trimeperidine)
アンフェタミン	(Amfétamine)	(Amfetamine)
デクスアンフェタミン	(Dexamfétamine)	(Dexamfetamine)
フェネチリン	(Fénétylline)	(Fenetylline)
レバンフェタミン	(Levamfétamine)	(Levamfetamine)

メクロクアロン	(Mécloquelone)	(Mecloquelone)
メタンフェタミン	(Métamfétamine)	(Metamfetamine)
メタカロン	(Méthaqualone)	(Methaqualone)
メチフフェニデート	(Méthylphénidate)	(Methylphenidate)
フェンシクリジン	(Phencyclidine)	(Phencyclidine)
フェンメトラジン	(Phenmétrazine)	(Phenmetrazine)
メタンフェタミンラセミ体	(Racémate de Métamfétamine)	(Metamfetamine Racemate)
セコバルビタール	(Sécobarbitol)	(Secobarbital)
2C-B	(2-CB)	(2 C-B)

表 3 Table 3

ភាសាខ្មែរ Khmer Language	ភាសាបារាំង France Language	ភាសាអង់គ្លេសប្រើប្រាស់ អង់គ្លេស English Language
アモバルビタール	(Amobarbital)	(Amobarbital)
ブプレノルフィン	(Buprénorphine)	(Buprenorphine)
ブタルビタール	(Butalbitol)	(Butalbitol)
カシン	(Cathine)	(Cathine)
シクロバルビタール	(Cyclobarbital)	(Cyclobarbital)
グルテチミド	(Glutéthimide)	(Glutethimide)
ペンタゾシン	(Pentazocine)	(Pentazocine)
ペントバルビタール	(Pentobarbital)	(Pentobarbital)
アロバルビタール	(Allobarbital)	(Allobarbital)
アルプラゾラム	(Alprazolam)	(Alprazolam)
アンフェプラモン	(Amfépramone)	(Amfepramone)
バルビタール	(Barbitol)	(Barbitol)

ベンズフェタミン	(Banzfétamine)	(Banzphetamine)
ブロマゼパム	(Bromazéпам)	(Bromazepam)
ブトバルビタール	(Butobarbital)	(Butobarbital)
カマゼパム	(Camazéпам)	(Camazepam)
クロルジアゼポキシド	(Chlordiazépoхide)	(Chlordiazepoxide)
クロバザム	(Clobazam)	(Clobazam)
クロナゼパム	(Clonazéпам)	(Clonazepam)
クロラゼパート	(Clorazéпate)	(Clorazepate)
クロチアゼパム	(Clotiazéпам)	(Clotiazepam)
クロキサゾラム	(Cloxazolam)	(Cloxazolam)
デロラゼパム	(Délorazéпам)	(Delorazepam)
ジアゼパム	(Diazéпам)	(Diazepam)
エスタゾラム	(Estazolam)	(Estazolam)
エスクロルビノール	(Ethchlorvynol)	(Ethchlorvynol)
エチナメート	(Ethinamate)	(Ethinamate)
N-エチルアンフェタミン	(N-éthylamfétamine)	(N-ethylamphetamine)
フェンカムファミン	(Fencamfarmine)	(Fencamfarmine)
フェンプロレックス	(Fenproporex)	(Fenproporex)
フルジアゼパム	(Fludiazéпам)	(Fludiazepam)
フルニトラゼパム	(Flunitrazéпам)	(Flunitrazepam)
フルラゼパム	(Flurazéпам)	(Flurazepam)
ハラゼパム	(Halazéпам)	(Halazepam)
ハロキサゾラム	(Haloxazolam)	(Haloxazolam)
ケタゾラム	(Kétazolam)	(Ketazolam)
レフェタミン	(Léfétamine)	(Lefetamine)
ロフラゼパ酸エチル	(Loflazéпate d'Ethyle)	(Ethyl Loflazepate)

ロプラゾラム	(Loprazolam)	(Loprazolam)
ロラゼパム	(Lorazépam)	(Lorazepam)
ロルメタゼパム	(Lométazépam)	(Lometazepam)
マジンドール	(Mazindol)	(Mazindol)
メダゼパム	(Médazépam)	(Medazepam)
メフェノレックス	(Mэфénorex)	(Mefenorex)
メプロバメート	(Méprobamate)	(Meprobamate)
メチルフェノバルビタール	(Méthyphénobarbital)	(Methylphenobarbital)
メチルプリロン	(Méthyprylone)	(Methyprylone)
ミダゾラム	(Médazolam)	(Medazolam)
ニメタゼパム	(Nimétazépam)	(Nimetazepam)
ニトラゼパム	(Nitrazépam)	(Nitrazepam)
ノルダゼパム	(Nordazépam)	(Nordazepam)
オキサゼパム	(Oxazépam)	(Oxazepam)
オキサゾラム	(Oxazolam)	(Oxazolam)
ペモリン	(Pémoline)	(Pemoline)
フェンジメトラジン	(Phendimétrazine)	(Phendimetrazine)
フェノバルビタール	(Phénobarbital)	(Phenobarbital)
フェンテルミン	(Phentermine)	(Phentermine)
ピナゼパム	(Pinazépam)	(Pinazepam)
ピプラドロール	(Pipradrol)	(Pipradrol)
プラゼパム	(Prazépam)	(Prazepam)
ピロバレロン	(Pyrovalérone)	(Pyrovalerone)
セクブタバルビタール	(Secbutabarbital)	(Secbutabarbital)
テマゼパム	(Témazépam)	(Temazepam)
テトラゼパム	(Tétrazépam)	(Tetrazepam)

トリアゾラム	(Trizolam)	(Triazolam)
ビニルピタール	(Vinylbital)	(Vinylbital)
GHB	(GHB)	(GHB)
ゾルピデム	(Zolpidem)	(Zolpidem)
ケタミン	(Kétamine)	(Ketamine)

表 4 Table 4

ភាសាខ្មែរ Khmer Language	ភាសាបារាំង France Language	ភាសាអង់គ្លេសប្រើប្រាស់ អង់គ្លេស English Language
១. តារាងទី ៤ (I) Table IV (I)		
リゼルグ酸	(Acide lysergique)	(Lysergic acid)
エフェドリン	(Ephédrine)	(Ephedrine)
エルゴメトリン	(Ergométrine)	(Ergometrine)
エルゴタミン	(Ergotamine)	(Ergotamine)
1-フェニル-2-プロパノン	(Phényl-1 propanone-2)	(1-Phenyl-2 propanone)
ブソイドエフェドリン	(Pseudo-éphédrine)	(Pseudo-ephedrine)
N-アセチルアントラニル酸	(Acide N-acétylanthranilique)	(N-Acetylanthranilic acid)
イソサフロール	(Isosafrole)	(Isosafrole)
3,4-メチレンジオキシフェニルプロパン-2-オン	(Méthylènedioxyphényl-3,4 propanone-2)	(3,4-Methylenedioxy phenyl-2-propanone)
ピペロナル	(Pipéronal)	(Piperonal)
サフロール	(Safrole)	(Safrole)
Preng Mrah Prao Phnom ¹	(Preng Mrah Prao Phnom)	(Preng Mrah Prao Phnom) ¹
無水酢酸	(Anhydride acétique)	(Acetic anhydride)
過マンガン酸カリウム	(Permanganate de)	(Potassium permanganate)

	potassium)	
¹ Preng Mrah Prao Phnom is a kind of oils which refined from Mrah Prao trees in Cambodia and high contained Safrole Rich Oil.		

២. តារាងទី ៤ (II) Table IV (II)¹

アセトン	(Acétone)	(Acetone)
アントラニル酸	(Acide anthranilique)	(Anthranilic acid)
フェニル酢酸	(Acide phénylacétique)	(Phenylacetic acid)
エチルエーテル	(Ether éthylique)	(Ethyl ether)
ピペリジン	(Pipéridine)	(Piperidine)
塩酸	(Acide chlorhydrique)	(Hydrochloric acid)
メチルエチルケトン	(Méthyléthylcétone)	(Methyl ethyl ketone)
硫酸	(Acide sulfurique)	(Sulfuric acid)
トルエン	(Toluène)	(Toluene)
三塩化リン	(Phosphorus trichloride)	(Phosphorus trichloride)
五塩化リン	(Phosphorus pentachloride)	(Phosphorus pentachloride)
パラジウム	(Palladium)	(Palladium)
塩化アセチル	(Acétyl chloride)	(Acetyl chloride)
二酢酸エチリデン	(Ethylidène diacétate)	(Ethylidene diacetate)
ギ酸	(Acide formique)	(Formic acid)
氷酢酸	(Acide acétique glacial)	(Acetic acid glacial)
クロロホルム	(Chloroforme)	(Chloroform)
塩化チオニル	(Thionyl chloride)	(Thionyl chloride)